

埼玉縣農業改良事業條例

(昭和二十四年十二月二十九日公布)
埼玉縣條例第四六號

第一條 農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、これを有効に應用することができるようにするため、縣が行う農業改良事業の実施は、この條例の定めるところによる。

第二條 農業改良事業に関する重要事項を調査審議するため、縣に埼玉縣農業改良委員会(以下縣委員会という。)及び数市町村の区域(以下地区という。)に地区農業改良委員会又は市町村農業改良委員会(以下地区委員会という。)を置く。

2 縣に専門技術の各部門の指導に従事する職員(以下専門技術員という。)担当地区において農業普及事業の現地勤務に従事する職員(以下改良普及員という。)その他必要な職員を置く。

第三條 縣委員会は、知事の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議するとともに、農業改良事業に関する重要事項について知事に対し意見を述べ、地区委員会に助言することができ、

一 農業改良事業に関する計画の設定並びに予算及びその施行に関すること。
二 専門技術員、改良普及員その他農業普及事業及び農業試験研究に従事する主要な技術員の任命、異動及び解任に関すること。

三 地区の区分及び地区又は市町村における改良普及員の配置数に関すること。

四 地区委員会の委員の定数及び選任に関すること。

五 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連絡に関すること。

六 前各号に関するものの外、農業改良事業に関する重要事項に関すること。

第四條 縣委員会は、会長及び委員九人で組織する。

2 会長は、知事を以て充てる。但し表決権は有しない。

3 委員は、左に掲げる者について知事が委嘱する。

一 農民の中から地区委員会の委員が選挙によつて選出した者

二 農業教育に従事する者

三 学識経験がある者

4 前項第一号の委員の選挙における選挙区及び委員の定数は、別表の通りとしその他当該選挙について必要な事項は、知事

五人

一人

三人

が定める。

5 第三項第一号の「農民」とは、当該選挙区内に住所を有し、一反歩以上の農地について農業を営む世帯に属する者で、農業に従事する年齢満二十年以上の者をいう。

第五條 縣委員会の委員の任期は六年とし、二年毎に其の数の三分の一を改選する。但し、再選を妨げない。

2 補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六條 一縣委員会の委員には、報酬を支給しない。但し、職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

第七條 地区委員会は、知事の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議するとともに、改良普及員に対し助言し、其他農業普及事業に関する重要事項について縣委員会又は知事に意見を述べることが出来る。

一 当該地区又は当該市町村に駐在する改良普及員の選考に関する事。

二 改良普及員の常駐する事務所を選定に関する事。

三 前二号に掲げるものの外、当該地区又は当該市町村の区域における農業普及事業に関する重要事項に関する事。

第八條 地区委員会は、会長及び委員十四人以内で組織する。

2 会長は、前項の委員が互選する。

3 第一項の委員は、市町村長が市町村の議会に諮つて、その市町村の農民の中から選定したものであるについて、知事がこれを委嘱する。

4 第一項の委員の外、農民以外で学識経験がある者若干人を、当該委員会の農民委員の推薦により、知事が縣委員会に諮つて委嘱することができる。

5 前二項の「農民」とは、第四條第五項の農民をいう。

第九條 地区委員会の委員の任期は、二年とする。但し、再選を妨げない。

2 補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十條 専門技術員、改良普及員その他農業改良事業に従事する職員は、供出、割当、配給、検査、取締等の行政事務を担当してはならない。

第十一條 知事は、農林大臣と協議して定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験又は審査を行い、資格者名簿を作成し、専門技術員については縣委員会に、改良普及員については縣委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

2 専門技術員及び改良普及員は、前項の資格を有するものでなければならない。

3 第一項の資格の試験又は審査については必要な事項は、知事が定める。

してはならない。
第十一條 知事は、農林大臣と協議して定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の試験又は審査を行い、資格者名簿を作成し、専門技術員については縣委員会に、改良普及員については縣委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

2 専門技術員及び改良普及員は、前項の資格を有するものでなければならない。
3 第一項の資格の試験又は審査については必要な事項は、知事が定める。
第十二條 この條例に定めるものの外、縣委員会及び地区委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。
協同農業普及事業條例による縣委員会の委員及びその任期は、第四條及び第五條の規定にかかわらず、この條例によるものとみなす。

協同農業普及事業條例（昭和二十三年埼玉縣條例第四十六号）は、これを廢止する。

別 表

縣農業改良委員会委員の選挙地区及び定数

第一区	川口市、浦和市、大宮市、北足立郡	人
第二区	川越市、入間郡、比企郡	人
第三区	秩父郡、兒玉郡	人
第四区	熊谷市、行田市、大里郡、北埼玉郡	人
第五区	南埼玉郡、北葛飾郡	人

◎茨城県条例第二十四号
昭和二十四年七月五日

茨城県農業改良事業条例

第一條 農民が、農業及農民生活を営むについての有益、且つ実用的な知識を取得交換し、これを有効に應用することができるようにするため、県が行う農業改良事業の実施は、この条例の定めるところによる。

第二條 県に、県農業改良委員会（以下県委員会と云う。）及び、専門技術指導に従事する職員（以下専門技術員という。）を地区に地区農業改良委員会（以下地区委員会という。）及び、農業改良普及事業に従事する職員（改良普及員という）を置く。

第三條 県委員会は、知事の諮問に応じて、左に掲げる事項を調査審議する。

- 一 農業改良事業に関する計画の設定、並びに予算及びその施行に関すること。
 - 二 専門技術員、改良普及員、又は農業試験研究に従事する主要技術員の任命、移動及び解任に関すること。
 - 三 地区の区分、及び地区の改良普及員の配置数に関すること。
 - 四 農業に関する普及事業計画と、試験研究計画との連絡に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもの、外、農業改良事業に関する重要事項に関すること。
- 2 県委員会は、前項に掲げる事項に関して、知事に対し意見を述べ、又は農業普及事業に関する重要事項について地区委員会に対し助言をすることができる。

第四條 県委員会は、会長及び委員九人で組織する。

2 会長は知事をもつて充てる。

3 委員は左に掲げる者について知事が任命する。

一 地区委員会の委員が農民の中から選挙した者 五人

二 農業教育に従事するもの 一人

三 学識経験ある者 三人

4 前項第一号中「農民」とは県内に住所を有し、知事の定める面積の農地について、農業を営む世帯に属する者で農業に従事する者年齢満二十年以上の者とする。

5 第三項第一号の委員の選挙における選挙区及び定数その他当該選挙について必要な事項は知事が定める。

第五條 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。但し、委員会の表決権は有しない。

第六條 委員の任期は、六年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その職務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

第七條 地区委員会の地区は、知事が二以上の市町村の区域につき県委員会に諮つて定める。

2 地区委員会は、知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議すること。

一 当該地区に駐在する改良普及員の選考に関すること。

二 前号の改良普及員の、勤務する事務所を選定に関すること。

三 前二号に掲げるもの、外、当該地区において農業普及事業に関する重要事項に関すること。

3 地区委員会は、当該地区の区域内の農業普及事業に関する重要事項に関して、知事又は県委員会に対し、意見を述べ、又は当該地区に駐在する改良普及員に対し助言をすることができる。

満二十年以上の者とする。

5 第三項第一号の委員の選挙における選挙区及び定数その他当該選挙について必要な事項は知事が定める。

第五條 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。但し、委員会の表決権は有しない。

第六條 委員の任期は、六年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その職務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

第七條 地区委員会の地区は、知事が二以上の市町村の区域につき県委員会に諮つて定める。

2 地区委員会は、知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議する。

一 当該地区に駐在する改良普及員の選考に関する事項。

二 前号の改良普及員の、勤務する事務所を選定に関する事項。

三 前二号に掲げるもの外、当該地区において農業普及事業に関する重要事項に関する事項。

3 地区委員会は、当該地区の区域内の農業普及事業に関する重要事項に関して、知事又は県委員会に対し、意見を述べ、又は当該地区に駐在する改良普及員に対し助言することができる。

第八條 地区委員会は委員十五人以内で組織する。

2 地区委員会に会長を置き、委員が互選する。

3 委員は、知事が県委員会に諮つて定めた方法により、当該地区内の農民の中から選任する。

4 前項の「農民」とは、当該地区内に住所を有し、知事の定める面積の農地について、農業を営む世帯に属する者で農業に従事する年齢満二十年以上の者とする。

第九條 地区委員の会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、委員の互選した者がその職務を代理する。

第十條 地区委員会委員の任期は、二年とする。但し、再選は妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員はその職務を行うために必要な費用を受けることができる。

第十一條 専門技術員は改良普及員に対し、農業技術の改良又は農民生活の改善に關し、専門的知識を興へるとともに、改良普及員を援助して専門的事項、又は困難な事項について集會を指導し、又は実地指導を行わせる。

2 改良普及員は、地区内の農民に対し、農業経営、技術指導、生活改善その他農業改良に必要な指導を行う。

第十二條 専門技術員、改良普及員、その他農業改良事業に従事する職員は供出、割当、配給、検査取締等の行政事務を担当してはならない。

第十三條 知事は、別に定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格試験又は審査を行い、試験者名簿を作成し、専門技術員については県委員会に、改良普及員については県委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

2 専門技術員及び改良普及員は、前項の資格者名簿に記載された者でなければならぬ。

第十四條 この條例を実施するに必要な事項は知事が定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 茨城県協同農業普及條例（昭和二十三年茨城県條例第五十六号）はこれを廢止する。

茨城県協同農業普及條例による県又は地区の委員会委員は、その任期に限り、この條例により任命されたものとみなす。

3 前項の地区委員会の任期は、定数を二分して、それぞれ一年又は二年の任期を有するものとし、各委員の任期は、抽せんによつて定める。

茨城県告示第四七四号

農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数

区 域 内 都 市 名 定 数

第一地区 日立市、多賀郡、久慈郡、那珂郡 一人

第二地区 行方郡、鹿島郡 一人

第三地区 稻敷郡、筑波郡、北相馬郡 一人

第十四條 この條例を實施するに必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県協同農業普及條例（昭和二十三年茨城県條例第五十六号）はこれを廢止する。
- 3 茨城県協同農業普及條例による県又は地区の委員会委員は、その任期に限り、この條例により任命されたものとみなす。
- 3 前項の地区委員会の任期は、定数を二分して、それぞれ一年又は二年の任期を有するものとし、各委員の任期は、抽せんによつて定めらる。

茨城県告示第四七四号

農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数

区 域	区 域 内 都 市 名	定 数
第一地区	日立市、多賀郡、久慈郡、那珂郡	一人
第二地区	行方郡、鹿島郡	一人
第三地区	稻敷郡、筑波郡、北相馬郡	一人
第四地区	土浦市、水戸市、新治郡、東茨城郡、西茨城郡	一人
第五地区	古河市、結城郡、猿島郡、眞壁郡	一人

茨城県告示第四七五号

農業改良事業條例第四條第三項第一号の委員選出要項を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

農業改良事業條例第四條第三項第一号の委員選出要項

- 一、茨城県農業改良事業條例（以下事業條例という）第四條第三項第一号の委員（以下農民選出委員という）は事業條例第四條第五項の選出区域毎に被選挙権を有するものについて選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 二、事業條例第二條の地区委員は農民選出委員の選挙権を有する。
- 三、選挙期日現在に於て事業條例第四條第五項の区域内に住所を有し一反歩以上の農地について耕作の業務を営む者で年令満二十五年以上の者は農民選出委員の被選挙権を有する。
- 四、禁治産者、準禁治産者及び破産者で復権を得ない者並びに徴役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は選挙権及び被選挙権を有しない。
- 五、選挙に関する事務は左によつて行う。
 1. 選挙に関する事務は知事がこれを管理する。
 2. 知事は選挙期日前十日目迄に選挙人に投票用紙を送付し開票の日時投票の方法等を告示する。
 3. 選挙長は投票の管理、開票及び当選人の決定に関する事務を行うものとし、農林部長をもつてこれに充てる。
 4. 選挙は投票によりこれを行うものとし投票は選挙人自から投票用紙に被選挙人の氏名を記載し所定の封筒（県より送付のも使用）に入れ封緘し投票日に選挙長宛送付するものとする。投票は一人一票に限る。投票用紙には選挙人の氏名を記載することができない。
 5. 開票は投票日より八日目に行うものとする。選挙長は選挙立会人と共に投票を点検しなければならない。左の投票はこれを無効とする。

（以下裏面）

- (イ) 成規の用紙を用いないもの
- (ロ) 二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- (ハ) 被選挙人の氏名又は名称の外他事を記載したもの但し職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- (ニ) 被選挙人の氏名を自書しないもの。
- (ホ) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- (ヘ) 開票当日までに開票所に到着しない投票は無効とする。
- 6. 投票の効力は選挙立会人の意見をきいて選挙長が之を決定しなければならぬ。
- 7. 投票の最多数を得た者一人を以つて当選人とする得票数同じときは抽せんを以つてこれを定める。
- 8. 選挙長は選挙録を作り選挙会に開する頭末を記載し選挙立会人と共に署名捺印しなければならない。
- 9. 農民選出委員に欠員を生じたときは選挙区域の次点者について知事がこれを任命又は委嘱する。
- 10. 本要項によるもの、外投票の秘密保持等については地方自治法を準用するものとする。

選挙執行要領

- 一、選挙期日 昭和二十五年十一月二十七日
- 二、開票の日時 昭和二十五年十二月五日午前十時
- 三、選挙長 農林部長
- 四、投票の方法 茨城県農業改良委員会委員選挙投票に被選挙人の氏名を自から記入し投票用封筒に入れ十一月二十七日に郵便ポストに投函するものとする。
- 五、投票用紙及投票用封筒別紙の通り
- 六、其の他については條例第四條第三項第一号の委員選出要項による。

農業改良事業條例による地區委員會の委員の改選要領

- (一) 改選を要すべき任期満了者昭和二十三年十一月に委嘱された者
- (二) 推薦方法
 - 市町村長の推薦に基き知事より委嘱するものとする。市町村長は條例第八條の有資格者について左記要領に依り委員候補者を十月二十日までに知事宛推薦するものとする。
 - (イ) 委員候補者の決定については各部落毎に一名宛の選衡委員を適當な方法で選出或は委嘱し、選衡委員會の意見をきいて決定する。
 - (ロ) 右選衡に當つては農業改良普及事業の熱意のある者を推薦するように心掛ける。
 - (ハ) 知事は十一月五日附を以つて右の推薦に基いて委嘱する。
- 三、市町村長より知事宛の推薦書様式等について
左記様式によるものとし推薦書は便宜上管轄の農業改良相談所を経由せられたい。
(様式)

年 月 日

知事 友末 洋治 殿

農業改良地区委員會委員推薦について

標記のことについて左記により推薦致します。

市町村長 何

某 印

市町村長の推薦に基き知事より委嘱するものとする。市町村長は條例第八條の有資格者について左記要領に依り委員候補者を十月二十日までに知事宛推薦するものとする。

(イ) 委員候補者の決定については各部落毎に一名宛の選衡委員を適當な方法で選出或は委嘱し、選衡委員会の意見をきいて決定する。

(ロ) 右選衡に當つては農業改良普及事業の熱意のある者を推薦するように心掛ける。

(ハ) 知事は十一月五日附を以つて右の推薦に基いて委嘱する。

三、市町村長より知事宛の推薦書様式等について左記様式によるものとし推薦書は便宜上管轄の農業改良相談所を経由せられたい。

(様式)

年 月 日

市町村長 何 某 印

知事 友末 洋治 殿

農業改良地区委員会委員推薦について

標記のことについて左記により推薦致します。

- 記
- 一、農業改良地区委員会の委員定数 名
 - 二、今回の委員推薦者数 名
 - 三、委員候補者決定のために採られた措置の概要
 - 四、委員推薦者

住所 氏名 年令 職歴の概要

農業改良普及事業概要

二十五、九、一〇市町村長、地区委員長會議資料

概況

農業改良助長法の公布施行以来満二ヶ年を経通し農業改良と生活改善並に青少年クラブの育成に努力して来た結果、幸にして各方面の理解と援助を得その仕事も著々効果を挙げつゝあることは同慶に堪えない所であります。

この仕事の直接の相談役としての地区委員会は現在六十四名の委員数は八六四名であります。又この仕事を農家と結びつけるための農業改良相談所と普及員は下記の通り配置してあります。

地区農業改良相談所 六四ヶ所

農業改良普及員 二四三名

生活改良普及員 二二名

普及事業の主管課として農林部に農業改良課が設置され三〇名の課員と二名の専門技術員が配置されてあります。

経費

普及事業のための経費予算は次の通りであります。

総額 三五、二〇五、八二〇円

内国産助成 二一、一五二、〇〇〇円

県費負担 一四、〇五三、八二〇円

内訳

人件費 三〇、五〇〇、四二四円 %

事業費 四、七〇五、三九六円 %

その他 〇円 %

事業成績

二十五年四月より八月迄の事業実績は次の通りであります。

技術普及

普及員講習会の開催 六回

印刷物の配布 五種類

類展示圃の設置(県直接設置のもの) 一六ヶ所

農業改良診断 二三団体

普及事業の主管として農林部に農産改良課が設置され三〇名の職員が配置された。

○経費
普及事業のための経費予算は次の通りであります。
総額 三五、二〇五、八二〇円 (内国産助成二一、一五三、〇〇〇円 県費負担 一四、〇五三、八二〇円)

○内訳
人件費 三〇、五〇〇、四二四円 %
事業費 四、七〇五、三九六円 %
その他 〇円 %

○事業成績
二十五年四月より八月迄の事業実績は次の通りであります。

○技術普及
普及員講習会の開催 六回
印刷物の配布 五種類
類展示圃の設置(県直接設置のもの) 一六ヶ所
農業改良診断 二三団体
農村計画作成援助 九ヶ村

地区講演会援助のための技術者派遣件数 七七件
質疑応答(課直接照会あったもの) 一八三件
地区普及員の活動 省略

○生活改善
普及員講習会の開催 二一回
印刷物の配布 二種類

地区普及員の活動
講習講話会の開催 件参加人員 名

○青少年クラブ援助
援助技術研究会数 八〇〇団体
印刷物配布(クラブ名簿) 種類一〇〇〇部
青少年クラブ増産、競技会の開催 一四部
クラブ大会出席人員 二五〇名
農業改良講座参加人員 六〇〇名

○展示弘報
印刷物の配布二〇種類 二一八、六五〇部
映画会の開催 五六回
展示板の貸付 七件
ラヂオ放送原稿提供 四四件

◎茨城県条例第二十四号

昭和二十四年七月五日

茨城県農業改良事業条例

第一條 農民が、農業及農民生活を営むについての有益、且つ実用的な知識を取得交換し、これを有効に應用することができるようにするため、県が行う農業改良事業の実施は、この条例の定めるところによる。

第二條 県に、県農業改良委員会（以下県委員会と云う。）及び、専門技術指導に従事する職員（以下専門技術員という。）を地区に地区農業改良委員会（以下地区委員会という。）及び、農業改良普及事業に従事する職員（改良普及員という）を置く。

第三條 県委員会は、知事の諮問に応じて、左に掲げる事項を調査審議する。

- 一 農業改良事業に関する計画の設定、並びに予算及びその施行に関すること。
 - 二 専門技術員、改良普及員、又は農業試験研究に従事する主要技術員の任命、移動及び解任に関すること。
 - 三 地区の区分、及び地区の改良普及員の配置数に関すること。
 - 四 農業に関する普及事業計画と、試験研究計画との連絡に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもの、外、農業改良事業に関する重要事項に関すること。
- 2 県委員会は、前項に掲げる事項に関して、知事に対し意見を述べ、又は農業普及事業に関する重要事項について地区委員会に対し助言をすることができる。

第四條 県委員会は、会長及び委員九人で組織する。

2 会長は知事をもつて充てる。

3 委員は左に掲げる者について知事が任命する。

- 一 地区委員会の委員が農民の中から選挙した者 五人
- 二 農業教育に従事するもの 一人
- 三 学識経験ある者 三人

4 前項第一号中「農民」とは県内に住所を有し、知事の定める面積の農地について、農業を営む世帯に属する者で農業に従事する者年令満二十年以上の者とする。

5 第三項第一号の委員の選挙における選挙区及び定数その他当該選挙について必要な事項は知事が定める。

第五條 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。但し、委員会の表決権は有しない。

第六條 委員の任期は、六年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その職務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

第七條 地区委員会の地区は、知事が二以上の市町村の区域につき県委員会に諮つて定める。

2 地区委員会は、知事の諮問に応じて左に掲げる事項を調査審議する。

一 当該地区に駐在する改良普及員の選考に関すること。

二 前号の改良普及員の、勤務する事務所を選定に関すること。

三 前二号に掲げるもの、外、当該地区において農業普及事業に関する重要事項に関すること。

3 地区委員会は、当該地区の区域内の農業普及事業に関する重要事項に関して、知事又は県委員会に対し、意見を述べ、又は当該地区に

駐在する改良普及員に対し助言することができる。

第八條 地区委員会は委員十五人以内で組織する。

第五條 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。但し、委員会の表決権は有しない。

第六條 委員の任期は、六年とする。但し再任は妨げない。

第七條 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 委員は、その職務を行うために必要な費用の支給を受けることができる。

第九條 地区委員会の地区は、知事が二以上の市町村の区域につき県委員会に諮つて定める。

第十條 地区委員会は、知事の諮問に依りて左に掲げる事項を調査審議する。

一 当該地区に駐在する改良普及員の選考に関する事項。

二 前号の改良普及員の、勤務する事務所を選定に関する事項。

三 前二号に掲げるもの、外、当該地区において農業普及事業に関する重要事項に関する事項。

第十一條 地区委員会は、当該地区の区域内の農業普及事業に關する重要事項に關して、知事又は県委員会に対し、意見を述べ、又は当該地区に駐在する改良普及員に対し助言することが出来る。

第十二條 地区委員会は委員十五人以内で組織する。

第十三條 委員は、知事が県委員会に諮つて定めた方法により、当該地区内の農民の中から選任する。

第十四條 前項の「農民」とは、当該地区内に住所を有し、知事の定める面積の農地について、農業を営む世帯に屬する者で農業に従事する年齢満二十年以上の者とする。

第十五條 地区委員の会長は、会務を総理する。

第十六條 会長に事故あるときは、委員の互選した者がその職務を代理する。

第十七條 地区委員の任期は、二年とする。但し、再選は妨げない。

第十八條 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第十九條 委員はその職務を行うため必要な費用を受けることができる。

第二十條 専門技術員は改良普及員に対し、農業技術の改良又は農民生活の改善に關し、専門的知識を興へるとともに、改良普及員を援助して専門的事項、又は困難な事項について集會を指導し、又は実地指導を行わせる。

第二十一條 改良普及員は、地区内の農民に対し、農業経営、技術指導、生活改善その他農業改良に必要な指導を行う。

第二十二條 専門技術員、改良普及員、その他農業改良事業に従事する職員は供出、割当、配給、検査取締等の行政事務を担当してはならない。

第二十三條 知事は、別に定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格試験又は審査を行い、試験者名簿を作成し、専門技術員については県委員会に、改良普及員については県委員会及び地区委員会に提出しなければならない。

第二十四條 専門技術員及び改良普及員は、前項の資格者名簿に記載された者でなければならない。

第二十五條 この條例を実施するに必要な事項は知事が定める。

附 則

一 この條例は、公布の日から施行する。

二 茨城県協同農業普及條例（昭和二十三年茨城県條例第五十六号）はこれを廢止する。

三 茨城県協同農業普及條例による県又は地区の委員会委員は、その任期に限り、この條例により任命されたものとみなす。

四 前項の地区委員会の任期は、定数を二分して、それぞれ一年又は二年の任期を有するものとし、各委員の任期は、抽せんによつて定める。

茨城県告示第四七四号

農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数

第一地区 日立市、多賀郡、久慈郡、那珂郡 一人

第二地区 行方郡、鹿島郡 一人

第三地区 稻敷郡、筑波郡、北相馬郡 一人

第四地区 土浦市、水戸市、新治郡、東茨城郡、西茨城郡 一人

第十四條 この條例を実施するに必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県協同農業普及條例（昭和二十三年茨城県條例第五十六号）はこれを廢止する。
- 3 茨城県協同農業普及條例による県又は地区の委員会委員は、その任期に限り、この條例により任命されたものとみなす。
- 3 前項の地区委員会の任期は、定数を二分して、それぞれ一年又は二年の任期を有するものとし、各委員の任期は、抽せんによつて定める。

茨城県告示第四七四号

農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県農業改良事業條例第四條第五項の選挙区及び定数

区 域	区 域 内 都 市 名	定 数
第一地区	日立市、多賀郡、久慈郡、那珂郡	一人
第二地区	行方郡、鹿島郡	一人
第三地区	稲敷郡、筑波郡、北相馬郡	一人
第四地区	土浦市、水戸市、新治郡、東茨城郡、西茨城郡	一人
第五地区	古河市、結城郡、猿島郡、眞壁郡	一人

茨城県告示第四七五号

農業改良事業條例第四條第三項第一号の委員選出要項を次のように定める。

昭和二十五年九月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

農業改良事業條例第四條第三項第一号の委員選出要項

- 一、茨城県農業改良事業條例（以下事業條例という）第四條第三項第一号の委員（以下農民選出委員という）は事業條例第四條第五項の選出区域毎に被選挙権を有するものについて選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 二、事業條例第二條の地区委員は農民選出委員の選挙権を有する。
- 三、選挙期日現在に於て事業條例第四條第五項の区域内に住所を有し一反歩以上の農地について耕作の業務を営む者で年令満二十五年以上の者は農民選出委員の被選挙権を有する。
- 四、禁治産者、準禁治産者及び破産者で復権を得ない者並びに徴役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は選挙権及び被選挙権を有しない。
- 五、選挙に関する事務は左によつて行う。
 1. 選挙に関する事務は知事がこれを管理する。
 2. 知事は選挙期日前十日目迄に選挙人に投票用紙を送付し開票の日時投票の方法等を告示する。
 3. 選挙長は投票の管理、開票及び当選人の決定に関する事務を行うものとし、農林部長をもつてこれに充てる。
 4. 選挙立会人は三人とし知事が選任するものとする。
 4. 選挙は投票によりこれを行うものとし投票は選挙人自から投票用紙に被選挙人の氏名を記載し所定の封筒（県より送付のもの使用）に入れ封緘し投票日に選挙長宛送付するものとする。投票は一人一票に限る。投票用紙には選挙人の氏名を記載することができない。
 5. 開票は投票日より八日目に行うものとする。選挙長は選挙立会人と共に投票を点検しなければならない。左の投票はこれを無効とする。

（以下裏面）

- (イ) 成規の用紙を用いないもの
- (ロ) 二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- (ハ) 被選挙人の氏名又は名称の外他事を記載したもの但し職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- (ニ) 被選挙人の氏名を自書しないもの。
- (ホ) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- (ヘ) 開票当日までに開票所に到着しない投票は無効とする。
- 6. 投票の効力は選挙立会人の意見をきいて選挙長が之を決定しなげばならない。
- 7. 投票の最多数を得た者一人を以つて当選人とする得票数同じときは抽せんを以つてこれを定める。
- 8. 選挙長は選挙録を作り選挙会に関する顛末を記載し選挙立会人と共に署名捺印しなければならない。
- 9. 農民選出委員に欠員を生じたときは選挙区域の次点者について知事がこれを任命又は委嘱する。
- 10. 本要項によるもの、外投票の秘密保持等については地方自治法を準用するものとする。

選挙執行要領

- 一、選挙期日 昭和二十五年十一月二十七日
- 二、開票の日時 昭和二十五年十二月五日午前十時
- 三、選挙長 農林部長
- 四、投票の方法 茨城県農業改良委員会委員選挙投票に被選挙人の氏名を自から記入し投票用封筒に入れ十一月二十七日に郵便ポストに投函するものとする。
- 五、投票用紙及投票用封筒別紙の通り
- 六、其の他については條例第四條第三項第一号の委員選出要項による。

農業改良事業條例による地區委員會の委員の改選要領

- (一) 改選を要すべき任期満了者昭和二十三年十一月に委嘱された者
- (二) 推薦方法
 - 市町村長の推薦に基づき知事より委嘱するものとする。市町村長は條例第八條の有資格者について左記要領に依り委員候補者を十月二十日までに知事宛推薦するものとする。
 - (イ) 委員候補者の決定については各部落毎に一名宛の選衡委員を適当な方法で選出或は委嘱し、選衡委員會の意見をきいて決定する。
 - (ロ) 右選衡に當つては農業改良普及事業の熱意のある者を推薦するように心掛ける。
 - (ハ) 知事は十一月五日附を以つて右の推薦に基づいて委嘱する。
- 三、市町村長より知事宛の推薦書様式等について
 - 左記様式によるものとし推薦書は便宜上管轄の農業改良相談所を経由せられたい。

年 月 日

市町村長 何

某

農業改良事業條例による地區委員會の委員の改選要領

(一) 改選を要すべき任期満了者昭和二十三年十一月に委嘱された者
推薦方法
市町村長の推薦に基き知事より委嘱するものとする。市町村長は條例第八條の有資格者について左記要領に依り委員候補者を十月二十日までに知事宛推薦するものとする。

(イ) 委員候補者の決定については各部洛毎に一名宛の選衡委員を適當な方法で選出或は委嘱し、選衡委員會の意見をきいて決定する。

(ロ) 右選衡に當つては農業改良普及事業の熱意のある者を推薦するように心掛ける。

(ハ) 知事は十一月五日附を以つて右の推薦に基いて委嘱する。

三、市町村長より知事宛の推薦書様式等について
左記様式によるものとし推薦書は便宜上管轄の農業改良相談所を経由せられたい。

(様式)
年 月 日
市町村長 何 某

知事 友 末 洋 治 殿

農業改良地区委員会委員推薦について
標記のことについて左記により推薦致します。

- 一、農業改良地区委員会の委員定数 名
- 二、今回の委員推薦者数 名
- 三、委員候補者決定のために採られた措置の概要
- 四、委員推薦者

住 所 氏 名 年 令 履 歴 の 大 要

農業改良普及事業概要

二十五、九、一〇市町村長、地区委員長會議資料

概 況

農業改良助長法の公布施行以来滿二ヶ年を経通し農業改良と生活改善並に青少年クラブの育成に努力して来た結果、幸にして各方面の理解と援助を得その仕事も著々効果を挙げつゝあることは同慶に堪えない所であります。この仕事の直接の相談役としての地区委員会は現在六十四名の委員数は八六四名であります。又この仕事を農家と結びつけるための農業改良相談所と普及員は下記の通り配置してあります。

地区農業改良相談所 六四ヶ所

農業改良普及員 二四三名

生活改良普及員 二二名

普及事業の主管課として農林部に農業改良課が設置され三〇名の課員と一名の専門技術員が配置されてあります。

○ 経 費

普及事業のための経費予算は次の通りであります。

総 額 三五、二〇五、八二〇円 (内国産助成二一、一五二、〇〇〇円 県費負担 一四、〇五三、八二〇円)

○ 内 訳

人件費 三〇、五〇〇、四二四円 %

事業費 四、七〇五、三九六円 %

其の他 円 %

○ 事業成績

二十五年四月より八月迄の事業実績は次の通りであります。

○ 技術普及

普及員講習会の開催 六回

印刷物の配布 五種類

...

農業改良普及員 二四三名
 生活改良普及員 二二名
 普及事業の主管課として農林部に農業改良課が設置され三〇名の課員と二二名の専門技術員が配置されてあります。

○経費

普及事業のための経費予算は次の通りであります。

総額 三五、二〇五、八二〇円
 (内国産助成二一、一五三、〇〇〇円
 県費負担一四、〇五三、八二〇円)

○内訳

人件費 三〇、五〇〇、四二四円 %
 事業費 四、七〇五、三九六円 %
 その他 一、九九九、九八四円 %

○事業成績

二十五年四月より八月迄の事業実績は次の通りであります。

○技術普及

普及員講習会の開催 六回

印刷物の配布 五種類

類展示圃の設置(県直接設置のもの) 一六ヶ所

農業改良診断 二三団体

農村計画作成援助 九ヶ村

地区講演会援助のための技術者派遣件数 七七件

質疑応答(課直接照会あつたもの) 一八三件

地区普及員の活動 省略

○生活改善

普及員講習会の開催 二二回

印刷物の配布 二種類

地区普及員の活動

講習講話会の開催 件参加人員 名

○青少年クラブ援助

援助技術研究会数 八〇〇団体 会員総数一五、二九八名

印刷物配布(クラブ名簿) 種類一〇〇〇部

青少年クラブ増産、競技会の開催 一四部

クラブ大会出席人員 二五〇名

農業改良講座参加人員 六〇〇名

○展示弘報

印刷物の配布二〇種類 二一八、六五〇部

映画会の開催 五六回

展示板の貸付 七件

ラヂオ放送原稿提供 四四件

昭和二十五年

農業改良普及職員服務便覽

靜岡縣經濟部
農業改良課

目次

- 一、農業改良普及事業の新構想 一
- 二、改良普及員服務心得 九
- 三、農業改良助長法 四
- 四、静岡県農業改良事業条例 七
- 五、静岡県農業改良普及職員資格試験施行規則 六
- 六、静岡県農業講習所規程 五
- 七、静岡県立富士経営傳習農場の概況 九
- 八、農業改良普及事業組織図 九

農業改良事業の新構想

農業改良局長 磯 辺 秀 俊

過ぐる国会に於て、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るために農業に関する科学技術の発達局
 びその成果の有効な普及を目的とする農業改良助長法が通過し、更にこの農業改良事業の実施機関として農林省に農業改良及
 が設置され、各都道府県にこのための新機構が作られつゝある。この農業改良助長法の内容及び農業普及事業の新制度に就て
 は本誌七月号及び九月号に保坂事務官の詳細な解説が載せられているので、本稿ではこの農業改良事業の構想に就て若干述べ
 て見たい。

詳しく述べる迄もなく、日本農業は農地飢餓多高率小作料の下に、著しく零細な経営規模にて、家族労力を根幹とする家族
 農業として営まれ、狭い耕地に驚くべき多量の労力と人造肥料を投ずる多労多肥の農業として発達し、その結果、耕地反当
 りに高い年間総生産をあげ、多くの農家労力を包擁するが、その反面は過度集約となつて多労多肥の割には生産あがらず能率
 の悪い農業となり、農家労力の生産性は著しく低いものとなつた。明治以来わが国農業技術は著しい発達を遂げたが、それは
 品種改良、栽培施肥、土地改良など日本農業を多労多肥の方向に発達せしめるに役立つ方面に於てであつて、機械化畜力利用
 など労働能率向上の技術は発達が著しく遅れ、跛行的となつてゐる。

斯様に労働生産性の低い農業を営む農家の経済は、農産物価格が異常に高くない限り、困難と不安定を続ける外なく、
 その生活水準も低く遅れた。斯様な日本農業が兎も角今日まで存続して来たのは、政府の厚き農業保護政策によるもので、価

格保護、補助金供與、保護関税はその主要な手段であつて、農家の農業はこれによつて強く動かされて来たのである。これは農家の政府依頼心を強め、その経済的自主性、生産力向上への自発性の発達を妨げ、これをして「半生産者」に止まらしめた。斯る状態に於て農業技術の指導も官庁による上からの一方的指導奨励なる傾きが強かつた。

斯る農家経済も、終戦後一時好況を呈したが、昨年頃から工業生産力回復の遅延ミインフレの進行によつて農産物ミ工産物ミの缺状価格差が拡大して農家経済を圧迫するに至つた。事態の推移をもつて根本的に見れば貿易の復興、工業生産力の回復世界的農業生産力の恢復に從つて次第に日本農業は世界農業の一環なるであろうが、この場合国内工業生産力の發展に対して農業生産力が依然として低位に止まるならば、日本農業が外国農業の競争によつて圧迫され、農家経済は益々窮乏化するを免れないであろう。これから免れるには、農業の改良による農業生産力の發展に俟つ外はない。

また終戦後劃期的な農地改革によつて農村民主化の歩みか踏み出されて自主的な自由な自作農民の広汎な創設が企てられ、また従来官製的な農業会が解散され、これに代つて農民の自由な意志を基調とする農業協同組合が組織されたが、これに應じて農家の営む農業自体が高度な科学技術をこり入れて近代化され改良されるのでなければ、農村の民主化も佛作つて魂入らずに終るであらう。

斯様な農村民主化の基盤に立つて農業の改良農民生活の改善に寄與せんとするのが、今回の農業改良事業である。勿論いまでも農家に対する農業技術指導は国、都道府県、農業会によつて強く行われて来たが、それは概ね前に述べたように官庁で一定の指導方針を立てて規則や補助金を出して上から一方的に指導奨励する傾向が強く、農家は受動的にこれに引づられる有様であつた。これでは今後の経済變動に当り自らを処して行く自主的な経済能力の高い農民は産まれない。これに対して今回の農業改良事業は飽くまで農民の自主的立場を前提として農家が自主的に経営の実情に應じて有用な技術をこり入れ農業の高度化を図つて行くようにその相談相手となり、有用な科学技術を提供する、云はば農業改良の主動性を農家にもたして官庁がこれに奉仕しよう云うのである。

これは結局農民の自発的意志と理性に働きかけて農業改良を行わんとするもので、このための組織は、前世紀末から各国に於て次第に発達した。まづ注目すべきは、アメリカで茲では各州の農科大学が聯邦政府農務省と協同して行う所謂エキステンション・ワーク（普及事業）として発達して居り、これが全国的に組織化されたのは、一九一四年のスマス・レーバ法によるもので、州立農科大学は農業試験場をもつこもこの普及事業を担当し、このために普及教授を置き、各郡に特別に普及教育を受けた専門家が配置してこれを通じて農業技術、経営、家事経済に関する有益なる知識技術の普及を行い多大の成果を収めている。またデンマークでは農会が国家より補助金をえて設けた農業顧問の制が大きな効果を収めて居り、ドイツ農業が第一次大戦後敗戦から再建されるのに勢からず寄與したのも、農業相談制及び農家実験会であり、ロシアでは帝政時代に地方自治体による農業指導組織が農民大衆の農業改善に大きな役割を果し（筆者訳チャヤノフ「小農指導の原理」参照）、このほか英国には郡組織者があるなど其他多くの国々に於て類似の制度がある。斯様に国によりその名称及び組織は色々ながら、農業普及活動は世界中多くの国々に於て行われ、農業の改良に勢からぬ貢献をなしているが、茲に注目されるのは、各国の普及事業はその農業事情に從つて夫々特徴をもつて居ることで、わが国のそれも諸外国の經驗をこり入れ、日本の実情に即応した発達を図らねばならぬ。

二

わが国今回の農業普及新体制に就いて見るに、都道府県は管内を数地区に分ち、各地区に改良普及員を置き、これが直接農家に接して普及活動に當るのであるが、その活動には農家の営む農業全般に亘る広い知識技術が必要とされ、これに各専門分野に亘り深い専門を要請することは困難なので、都道府県に各主要専門分野毎に専門技術員を置いて第一線の改良普及員の活動を援助せしめるのである。別にこの普及事業を民主的に運営するため各地区に地区農業委員会、都道府県に農業技術普及委員会が設けられる。斯る普及事業の事務を担当しその推進を図るため、都道府県に農業改良課が置かれ、これに対応して農林省に農業改良局が設置された。この農業普及事業は農林省と都道府県とが協同して行うもので、農林省は重要事項につき都道府

県と協議してその普及事業の方針を定め、これに対し本事業に必要な都道府県の経費に対する補助金の交付その他色々の形で援助し、全国的調整を図る外は、各都道府県に於てその実情に応じて自主的に本事業が推進されることを期待し、一から十迄指図をなさぬ積りである。蓋し普及事業は各地方の文化、経済、農業、農民生活の実情に即応すべきで劃一的であつてはならぬからである。

四

次にこの普及活動の内容に就て注目されるのは、農家の営む農業の改善のみに止まらず、その生活改善をも含むことである。このために特別の生活改善普及員が置かれる。云う迄もなく農家では農業経営と生活とが一体に結びついて居り、農業の改善と農業生活改善とは互に密に關聯し切離すことは出来ない。例えば農家の生活改善には、婦人の重い農業労働からの解放が必要で、それには必然に農業改良と結びつかねばならぬ如くである。然し乍ら生活改善は家事経済、衣食住、保健衛生、文化等多方面に亘り、一人の普及員のよくなしうるところではないので、その事項に応じ關係各方面の協力を行うことが必要である。また農業技術の普及に就いては従来の技術指導が、農事園藝畜産蚕など孤立的指導の弊強くこのため農家の農業改善に役立つように有効に滲透出来なかつたのであるから、これを改めて農業経営の実態に即し総合的に考慮された技術又はその部分品技術として普及されるようになることが必要で、これは第一線の普及員に就て特に望まれるが専門技術員もその専門技術が農家の農業にまつてはその一部であるという総合的考慮を忘れてはならぬ。

次に重要なのは普及活動の方法手段であつて、これには講演会、講習会、印刷物、ビラ、実地展示、映画、ラヂオその他色々あるが、尤も効果的なのは実地展示で、農家には多くの講演よりも、その効果を實地にはつきり示すことがより効果的である。例えば新しい技術が普及価値ありと見透しがついたら、先ず進歩的な農家とその圃場で試みに実行させそれが成功すればこれを見たで心な農家がまず実行し、次に農家全体に拡つて行くであろう。技術の進歩は靜かな池面に一石を投じて生ずる渦の如く、まず投石の一点に渦が始まり、それは次第に拡つて行くようなものである。この場合特別な技術家がやるのではなく、多数農家の環視の下に農家自身の手で行われるところに高い普及性があること云つてよい。この方法はアメリカで成功を

収めたもので、ドイツの農家実験会などこの点から興味深い。普及事業に於てより根本的に大切なのは、農家を科学的な物の見方、考え方、比較の仕方、就て訓練することである。技術指導はやり方を教えるだけで、何故そうなるかに就て教えるところ少く、農家の充分な納得がえられず、またその実情に応じて応用する能力を育成しえなかつた。兎も角普及活動の方法手段は、普及対象としての農家の経済的、文化的、心理的特性に即応することが大切で、これに就てはこれから普及活動の実践を通じて経験資料を教育学的に研究してわが国の実情に即する普及活動の手段方法を確立することが緊要であろう。

三

以上の様に普及事業は、農家の自発的意志と理性に働きかけて農業及び農民生活の改善を行わんことを、それは一種の教育啓蒙運動に外ならぬ。これは必ずしも農家の意識そのままに追隨することを意味するものでない。農家は社会経済の変動、農業発展の見透しを欠き、概ね保守的で目前の狭い視野に捉われ易いので、これに就ての正しき見透しをもつように有用な知識を提供し、更に農家の意識は近視眼的な個人的利害に捉われ易いが、農家の窮局の利益は、個人的なことだけでは達せられず、他の農家、他の産業関係者、広く社会全般と持ちつ持たれつして始めて達成されることを自覚するよう仕向けることが肝要であろう。そうすれば農家に新しい物の見方を生じ、いまままで問題とされなかつた新たな問題が生ずるであろう。斯様な普及活動によつて農家の経営能力は次第に高まるであろう。

斯様に考察して来るに、普及事業の成否は多分に普及職員の評及び活動如何に懸ることとなる。従来技術指導に當つた農業技術員は事務に忙殺されて本来の技術指導に携ることが案外少かつた。例えば昭和十八年に長野県農業会で五ヶ村につき普通農事技術員の活動状況を調査せるのを見るに、技術員一人当りに一年間に事務が一五八日、村外出張が五七日、計二一五日で室外で活動しうるの一日の休みなしでも漸く一五〇日にすぎず、これも供出の割当督促、検査などに費される部分が多く、實際農家の技術指導に當つた日数は極めて少いものであろう。また技術員が斯る供出の割当督促などに携ることは、屢々技術員に対する農家の信頼を薄らげた。斯る点に鑑み今回の普及職員は供出、割当、配給、取締、検査などの行政事務に携ること

を禁じこれらから煩わされることなく、普及活動に専念出来るようにし、また安んじてこれに専念しうるために普及職員は農民の信頼を失わない限り勝手に解任出来ないものとした。斯うなる普及職員が益々重要となつて、農家にまつて有用なしつかりした科学技術を身につけ農民の信頼をかちうる人が選ばねばならぬので、大学、専門学校卒業又はこれに準ずる一定の学力経験者に就て資格試験を行つて、その合格者の中から地区農業委員会がその地区の普及員を選考することとなつた。この資格試験には單に学科筆記試験のみでなく普及活動に必要な実地技能、社会常識、性格、健康、年齢に就ての審査を重視する。また各都道府県に於て普及職員の養成並びに再教育を行うため従来から農事試験場内にあつた技術員養成組織を強化して農業講習所とするよう準備されている。

四

普及事業にまつていま一つ重要なのは如何なる知識技術を普及するかである。明治以来わが国では数日に上る各種の試験場と農業教育機関が各地に設けられ、農業に関する研究及び教育は盛に行われ色々有用な業績が産まれたが、概観してその成果は日本農業の改善にその割には役立たなかつたことを認めざるをえない。これは嘗つて故横井博士をして農学発達して農業衰微するを極言せしめたのである。これは何故か。大まかに云えば、農村の社会経済的事情とその下にある農家の半生産者的性格によるところ少くないが、他面試験研究が農業及び農民生活の実践から遊離し、また各専門分野の間に連絡綜合が欠如し、更に斯くしてえられた研究成果を一方的に上から農家に対する官庁的技術指導として押しつけたことにあること云つて大過ないであらう。試験場で専門分科的に試験を云う形で行われる研究成果は、それ自体正しいにしても、それは個々の試験成績を示すにすぎずして、これを農業の実践に応用するには試験に於て考慮されなかつた事情が重大な支障となり、農家がこれに消極的であることが屢々あつた。例えばそれだけでは増産となる技術も労力を多く要し農家の経済実情から導入されえないことゝ如くである。そこで試験研究機関は農業の実践に即してその改善に資するよう研究問題をこりあげ、各専門分野相互の協同連絡の下に研究を進めること共に農家の間の問題をこりあげ、これが解決に努め、またその間で産み出された技術をこりあげてこれ

を科学的に検討して一層普及性あるものこそせねばならぬ。更にはいま日本農業の轉換期に当り今後の発展のためにはいまままで比較的軽視されていた試験研究で、例えば畑作や労働能率の向上、農業機械化の研究などの如く、今後大いに重要視し、助長せねばならぬものも少くない。斯様に試験研究事業は云はば普及事業の源泉をなし、これと密接不可分な関係をもつていて、普及新体制の整備とともに国立及び都道府県立の農業関係試験研究機関を以上の要請に添うて機能を發揮しうるよう再編成の計画が進められている。さらに試験研究がこの線に添うて能率よく実施されるようにするため、農業改良局に各専門分野毎に研究企画官を置き、関係試験研究機関の試験研究につき重要方針を企画し、各機関間の連絡調整を図り、不必要な重複不復を避け、必要に応じ助言を與え、かつ成果の普及に協力せしめることとし、これに従つて都道府県又はその他の試験研究機関に対し補助金、委託金を與え、その試験研究を強力に助長することとなつた。

茲で強調されねばならぬのは、斯る農業技術の試験研究は自然科学的研究のみに限局されず、経済的研究も有機的關聯のものに計画され施行されるを要するところである。蓋し農業技術は單なる自然科学的以上のもので、現に農家が行つていゝる技術が如何なる経済的基礎に立つか、農業の改善のためには如何なる技術の研究が要請されるか、農業経営の技術構造に於て他の部分、如何に相互關聯するか、また新たな技術の導入に如何なる経済的条件が必要であるかなどに就て経済的調査研究を伴はずしては、上に要請されるような技術の研究並びにその成果の普及は適確に行われ難いからである。

農業改良の目的を達するには、これと共に更に広く農業及び農民生活に関する経済学的、社会学的研究が必要である。農業改良局はこれに関しても企画、実施、連絡調整、補助金の交付に當ることになつてゐる。

五

以上のように試験研究と普及事業とは農業改良事業の両面であつて、両者は農業改良という共通の目標の達成のために相互の緊密な連絡が必要で、この両面に於て新体制が目下整備されつゝあるが、その機構が一応出来ても、直ちに改良事業の目標が達成される訳ではなく、問題はむしろそれからである。就中問題なのは普及活動に呼応して農民が立ち上つてこの制度をよく活用するか、云わば農民の側の受入れ態勢如何である。屢々述べた如く新しき普及事業は、農民の農業改良に対する自主的、

自発的立場を前提とするが、現実の日本農民は民主化漸く緒についた許りで、その意識はなおこれ迄の保守受動の域を脱しきれず、その間可なりの距離がある。この点アメリカ其の他の農業が已に近代化されている国々事情が著しく異なる。然し現実をそのまま認めてその前提に立てば、農民の自主性はいつまでも達成されず、従来通りの上からの技術指導に立戻らざるをえないであろう。また農民の自発性の発達は、農業の改良がある程度現実に結実し農民の経済的基礎が確立されることを前提とするとも云えるであろう。されば本普及事業は、現実を直視して、他の諸方策と相俟つて農民の自主性を育成し乍ら、農業の改良を進めて行かねばならぬであろう。普及職員は農民大衆の中にこび込んでその中で活動し、その信頼と敬愛を受け、農民が本事業を理解し積極的に活用するような情勢を作りあげること任務ねばならぬ。このために協同組合を始め各種の関係団体との連絡を密にしその協力をうる必要で、場合によりこのための組織化も必要であろう。茲に有望なのは青少年の積極性進歩性に付きかけることで、農村青少年クラブの如き重要な意義をもっている。

農業改良事業の当面する重要な問題は、日本農家の置かれた社会経済的諸条件によつて受ける厳しい制約である。新しい技術は、農家への導入が現在の諸条件のままで可能なものも少なくないが、多少とも社会経済的条件の変更を必要とする場合も多い。従つて農業改良活動に当りて、農家の現に置かれた諸条件に拘泥してそのままですれば、新しき技術の導入は著しく制限され、大きな農業改良は望みえないであろう。これに反し現実の諸条件を無視してただ根本的な農業改良の理想を説くことに終始するのも、啓蒙的意義を別として現実性がなく普及活動のさるべき態度ではない。されば農業改良活動のさるべき現実的な態度としては、農業改良の理想を見つめ乍ら現実に即して可能なものから実現して行き、歩一歩前進して行くと共に、より高度な改良を妨ぐる諸条件に就て農民が自覚し、自発的意志によつて互に力を俟せてその克服に向うようすべきであらう。

要するに農業改良事業は、いままでと異なり新しい構想に基くもので、関係者がこれを体得して活動し、農家がこれを理解し自発的に活用するようになるのは簡単なことではないが、恒久的施策として堅実な歩みを推進せねばならぬ。大切なことは農業農民の現実から出発して農民にも歩くというこれに携る者の心構えである。

改良普及員服務心得

第一章 總 則

- 一、農業改良普及事業に従事する農業（生活）改良普及員（以下普及員という）並に支庁、地方事務所等に駐在する改良普及員（以下地方連絡員という）の服務は、この心得の示すところに従わなければならない。
- 二、改良普及員は地区農業改良委員会の決定に基づき県の指定する地区に駐在服務し、地方連絡員にありては支庁、地方事務所その他県の指示するところにおいて日常の業務に従事しなければならない。
- 三、普及員の日常業務は農家の関心と信頼のまことになつてその地区の改良普及事業を責任を以て遂行し、地方連絡員においては支庁、地方事務所と密接な連絡のまことに管内の普及員活動を円滑にし、地区と県との連絡調整に当ることをいう。
- 四、地区普及事務所には一定の標札（様式その一）を掲げなければならない。

第二章 勤 務

- 五、改良普及員が出勤したときは出勤簿（様式その二）に捺印する。
出張、休暇、遅刻、早退等の場合は、その旨を捺印欄に記入し、事務所には来訪者に行先を確認でき得るよう措置するもの。
- 六、普及員が病氣その他の事故により勤務できない場合は、その旨普及事務所に出なければならぬ。
- 七、引続き三日以上に亘る休暇を受け、又は欠勤しなければならぬ事由が生じた場合は左の措置を講ずるものとする。

1. 予め休暇（賜暇）届（様式その四）を県主務課に提出する。
2. 休暇（賜暇）届を普及員は地方連絡員を通じ地方連絡員にあつては支庁、地方事務所主務課長の了承を経て県に提出する。

この場合普及員は地区農業改良委員会にもその旨通報しなければならない。

3. 病氣のため一週間以上の休暇を受ける場合は医師の診断書（長期の場合は爾后一ヶ月毎）を添付して提出しなければならない。

4. 許可を受けたものが病氣、天災、その他やむを得ない理由により許可回数を越えるときもまた同じである。

- 八、喪に服するときは死亡者との関係及死亡年月日を記し届け出でなければならない。

忌引日数は左の忌引日数表による。

忌引日数表

配 偶 者	死亡した者		配 偶 者
	血 族	姻 族	
一親等の直系尊属	(父 母)	七 日	三 日
同 卑属	(子 孫)	五 日	一 日
二親等の直系尊属	(祖父 祖母)	三 日	一 日
同 卑属	(孫 姉 妹)	一 日	一 日
二親等の傍系尊属	(兄弟 姉 妹)	三 日	一 日
三親等の傍系尊属	(伯叔 父母)	一 日	一 日

備考 1. 生活を一にする姻族の場合は血族に準ずること。

2. いわゆる代襲相続の場合の二親等の直系血属（祖父母及び孫）は一親等の直系血族（父母及び子）に準ずること。

3. 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算すること。

- 九、召喚に応じ又は職務に関し証人若しくは鑑定人として裁判所に出頭する場合は、あらかじめ県の承認（様式五）をうけ、且つ地区農業改良委員会にその旨通知しなければならない。

- 十、出張は地区内出張、地区外出張に区分する。

地区内出張は外勤扱とし、月額旅費を支給する。

県外出張は県主務課の指示又は許可を受けなければならない。（様式九）

県外出張を命ぜられ用務を終つたときは五日以内に復命書（様式七、八）を提出しなければならない。但し上司に随行したとき及び県内の定例並に臨時集会等に出席した場合はこの限りではない。

地方連絡員の出張については地方事務所経済課長の了承を経て行う。

- 十一、県外出張中用務の都合上又は病氣その他の事故により予定日数を変更するときは、直ちに主務課の指揮を受けなければならない。

- 十二、来訪者に対しては懇切を旨とし、用件は速かに処理しなければならない。

解決できない事項があるときは、直ちに主務課の指揮を受け処理しなければならない。

- 十三、親任者は五日以内に住所印鑑を（様式一〇）届け出で且つ所定の履歴書（様式一一）二部を提出しなければならない。

その後轉居、改印、改姓名、その他身分に異動があつたときはその都度届け出でなければならない。

- 十四、轉免、休職等を命ぜられたときは主務課の指揮を受け速かに業務及びその保管する文書物品の目録を作り説明を要するものは説明書を添付して地方連絡員立会の上引継をしなければならない。（様式十二）

轉任を命ぜられたときは一週間以内に出発しなければならない。但し特別の事情ある場合は予め此の旨を主務課に連絡し適宜必要な処理をやらなければならない。

十五、服務場所に火災、近火、風水害、その他非常の事象があつたときは、直ちに応急の措置を講ずるに共に主務課に連絡しななければならない。

十六、緊要の文書、物品又はその容器にはあらかじめ非常持出の標示を付けておかななければならない。

第三章 文 書

十七、ここにいう文書とは県所管の公文書（帳簿、台帳を含む）図書、県公報その他一切の公用書類をいう。

十八、地区普及事務所は概ね左の簿冊を備え付けるものとする。

1. 文書受発簿
2. 業務日誌
3. 備品台帳
4. 現物受拂簿
5. 切手受拂簿
6. 地区農業改良委員名簿
7. 部落協力員名簿
8. 委員会記録簿
9. 農業改良事業綴
- 10.パンフレット、リーフレット綴
11. 地区委員会予算関係綴

十九、文書及物件を受けつたときには文書受発簿（様式一三）に登録しなければならない。

送料の未納又は不足の文書又は物件は官公署から発送したもの、その他必要なものに限りその料金を支拂い之を受け取ることもができる。

二十、受付文書に対して回答するときは或は自ら紹介し、或は報告通報するときはその写しを残さなければならない。但し輕易なものでその必要を認めないものについては概要を摘録した控えでよい。

二十一、発送する文書には必ず自己の駐在する事務所名及び職氏名を記入して捺印しなければならない。（様式十四）
発送文書は文書受発簿（様式一三）に登録してから発送しなければならない。

二十二、文書は一年毎に整理編さんして年度編さん書目、保存類別を表記し第一類、第二類の文書には索引をつけて保管しなければならない。（様式一五）
文書の保存類別は県庁規による。

第四章 経 理

二十三、給與（本俸、諸手当）の支給は当分の間郵送拂いとし県より出先県金庫（静岡銀行支店、出張所）を通じて本人に金券を以て送付する。

給與（本俸、諸手当）の内容は左の通りである。

イ、本 俸

ロ、扶養手当

本手当は本人が扶養する満十八才以下のもの及満六十才以上のもの及び不具廢疾者等の親族であるものが該当し（但し月収一六八〇円程度以上のものは除く）妻及第一子の場合には六〇〇円、その他の被扶養者には四〇〇円を支給する。

扶養家族が出生、死亡、満限に達した場合はその都度「扶養家族異動届」（様式二十三）を県主務課に提出のこゝ。

ハ、勤務地手当

本手当は本県に於いては左記区分に従つて支給する。

甲地……熱海、伊東市に普及事務所のある職員

(本俸+扶養手当)×〇、二

乙地……甲地を除く市制施行地及下田町、網代町、小山町、御殿場町、富士町、有度村、新居町、舞坂町

(本俸+扶養手当)×〇、一

丙地……甲地、乙地以外で手当はない。

ニ、超過勤務手当

本手当は規程によれば所屬長の承認を得て支給するが、改良普及員にあつては所定の請求書により(地区農業改良委員長の認印を以て代用する、連絡員にありては地方事務所経済課長)毎月五日迄に主務課に提出のこゝ。但し本額は予算の範囲内で支給する。

二十四、出張旅費は地区内出張については一定額を月額旅費として支給する。

1. 月額管内旅費は「県職員特別支給規則」により左の区分に従つて毎月末支給する。

技術吏員 月一、二〇〇円

嘱託 月一、一〇〇円

但し管外に出張した場合または七日以上欠勤休暇をした場合は日割を以て右の基準額より控除する。

又支庁、地方事務所に駐在する連絡員には支給しない。

2. 管外旅費(地区外)は県の定むる予算の範囲内で支給する。

此の場合県が主催し又は命令した場合の外は出張承認書(様式九)を県主務課に提出し承認を受ける。地区農業委員会の

負担による旅費額は原則として本職相当額とする。

二十五、県職員共済組合関係並に納付金(俸給、諸手当支給時に一括控除するもの)

1. 共済組合短期納付金

イ、本人及扶養親族者の療養費の掛金にして納付金額は本俸の $\frac{29}{1000}$ を納入する。

ロ、療養のために「共済組合員証」を各人に交付し、之を組合特約の医院、医師に提示し本人の場合は無料(但し初診料四〇円)及家族は半額を以て処理される。

但し組合特約外の医師につき療養した場合は本人が立替拂をなし、組合の定むる請求書用紙によつて本人より申請し県の組合より支給する。

ハ、その外分娩費、家族埋葬料、傷病手当金、哺育手当(出産の場合)を支給するが、請求に当つては県支部の所定用紙を用いるので該当事項の生じた場合は県主務課に問合せのこゝ。

2. 共済組合長期納付金

嘱託者の場合の納付金で恩給掛金の代りの積立金であり、その金額は本俸の $\frac{45}{1000}$ を納入する。

3. 納付金

恩給金の積立にして本俸の $\frac{20}{1000}$ を納入する。(吏員のみ)

二十六、服務上必要な消耗品、郵券、備品等にして現物支給を受けた物品は左の区分によつて其の受拂をしなければならぬ。(様式一八)

郵券、消耗品配布を要する図書、印刷物等は現物受拂簿に登載処理する。

備品に属するものは備品台帳(様式一九)に登載処理する。

第五章 業 務

一六

(地方連絡員)

- 二十七、支庁、地方事務所との連絡を密にし普及活動面に於ける農業行政の動向把握及び之が資料の作製、地区委員会、委員の選出、任免手続に当る。
- 二十八、農業改良委員郡連絡協議会、郡内普及員の定例協議会の事務を掌理する。
- 二十九、郡内普及員の要望に応じ関係各機関との連絡に当る。
- 三十、各地区共通の行事並びに技術的問題については連絡調整を図り事業の效果的運営に当る。
- 三十一、各地区の行事等については地区普及員に協力して事業の滲透を図る。
- 三十二、郡内各地区との相互連絡、事業活動資料の交換を図る。
- 三十三、郡内普及員の諸報告は緊急を要するもの以外は原則として取纏め県主務課に提出する。但し左の諸報告は特に期限を厳守して提出する。

年間改良普及計画

四月末日

月間業務予定表

前月末日

月間業績表

翌月三日

年間報告書

三月末日

地区委員会、郡連絡協議会、事業計画及予算

成立後一ヶ月

- 三十四、郡内の連絡事例は県に或は地区に紹介するに共に事業に有益と認めたる事項は新聞発表その他機関紙を利用しその弘報に努めること。

(普及員)

- 三十五、普及員は県の事業方針に基づいて地区の改良普及事業を業務として、自らその計画の遂行に責任をもたなければならぬ。

- 三十六、改良普及事業は従来の指導のような一段と高い所に立つて行なうものではなく、その地区の土地、人になじんで農家の助言者として自ら推進しなければならない。

- 三十七、改良普及事業を行うために地区農業改良委員会と協議して地区の年間改良普及計画(様式二二)を作成し、委員会予算書と共に年度の始めに県に二部を送付すること。

この計画にあつては左の事項に注意すること。

1. その地区の自然的条件や農業状態、経済、社会的状態等に精通し、自ら科学的に究明すること。
2. 地区の現況把握ができたならば之を基礎として地区将来の農業形態を予見すること。
3. 地区の農業は何を又どうしてもらうことを希望しているかを確かめ、之を解決するに必要な順序方法を具体的に誘導し協力すること。

- 三十八、地区の年間改良計画が確定したら、之を農家に周知せしむるに共に運営上協力を求めること。

- 三十九、年間の改良普及計画にもよらずその業務の推進を図るために必要な月間業務予定表(様式二〇)を作成すること。

- 四十、地区農業改良委員会或いは地区内町村当局、農業団体等関係者による集会を屢々開き、年間計画の実施又は農家の問題について検討をなし、その目的遂行に努めること。

- 四十一、重要な問題、試験研究を要するものについては専門技術員に諮り、その指導を受け、実績展示は委員、精農家、青少年クラブ(農事研究会を含む)等と相談して圃場その他、方法について実効ある手段を選ぶこと。

- 四十二、普及員は日常の業務において、つぎの事項に留意しその達成に努めるものとする。

1. 普及態勢の整備

- イ、普及員の行動を広く周知せしむるに共に役場、農業協同組合等との提携
- ロ、協力員の設置
- ハ、農業改良委員会又は協議会の開催
- ニ、普及事務所の整備
- ホ、新聞発表、機関紙の利用等弘報活動

2. 能率的農法の導入

- イ、講習、講話、座談会、討論会の開催
- ロ、展示、共進、品評会の開催
- ハ、実績展示圃の設置
- ニ、印刷物の配布、掲示板の利用
- ホ、幻燈、映写会の開催
- ヘ、青少年クラブ（農事研究会を含む）の育成
- ト、生活改善団体の育成

3. 農業生産の増大

- イ、病虫害共同防除の実施並に農具農薬の斡旋
- ロ、土壌酸度検定の実施並に酸性土壌の解消実施
- ハ、優良種苗、種畜の斡旋
- ニ、採種圃、苗圃の設置、育成

4. 農民生活の改善

- イ、簡易実効ある手近なものより着手
- ロ、衣食住、保健衛生、育児等生活改善講習会、展示会、傳習会の開催
- ハ、台所、水道、カマド及日常の住居の改善実施
- ニ、保健食の実施（企画性をもたせる）
- ホ、家族制度の研究

四十三、業務の諸報告の中特に会合の状況、生活改善の実施状況、青少年クラブ等の設立状況等については風水害、病虫害等災害事項と共に発生の都度その概況を県に報告するものとする。

四十四、年度を経過せば普及員は四月末日迄に地区年間報告書（様式二三）を作製、県に提出するものとする。

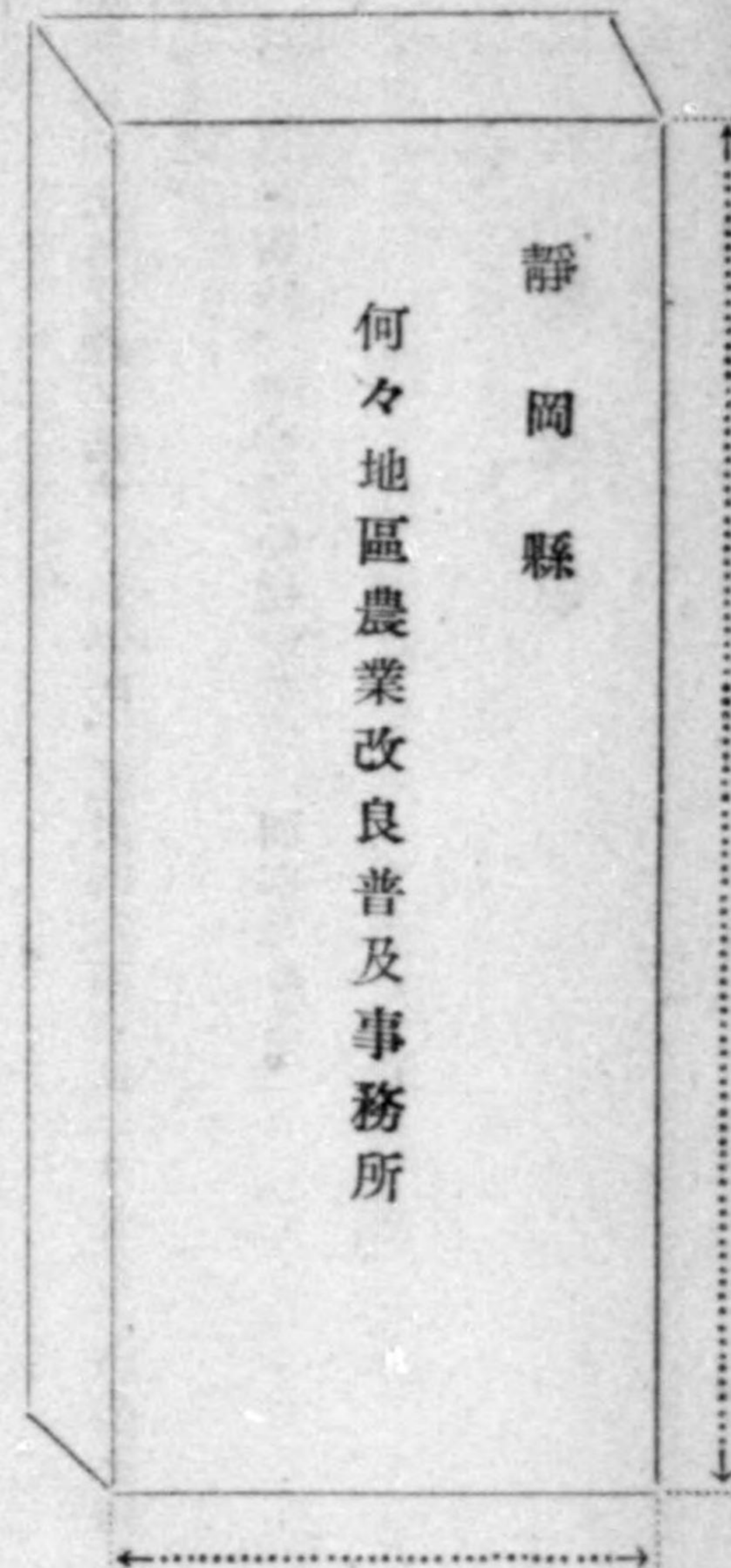
四十五、日常の業務の状況は普及事務所備付の勤務日誌（様式三）に記入して将来業績の検討、発表、報告等の資料とするものとする。

特に勤務の向上は記録に基ずく科学的、統計的な精査により日常の行動を律し、これを処理し、つぎの行動に資することに留意すること。

四十六、普及員の研修、事務所勤務の監査は別に定める。

775613

No. 1 表札



110

No. 2 勤務状況表

本表は業務日誌の其の月の第一面に挿入する。

氏名		月勤務状況			
1	11	21	31	月計	
2	12	22		内勤	
3	13	23		外勤	
4	14	24		出張	
5	15	25		日曜祭日	
6	16	26		賜暇	
7	17	27		欠勤	
8	18	28		総計	
9	19	29			
10	20	30			
摘要					
自至	日	日	賜暇、病氣療養のため		
自至	日	日	出張は委員会出張		
自至	日	日	服喪	何々	日死亡

(記録方法)
 内勤……捺印
 外勤……外
 欠勤……外
 出張……出(委員会出張の場合)
 服喪……は摘要欄へも其の旨記入)
 日曜祭日は
 賜暇……日
 祝日……日
 祝祭日……日
 賜暇……日

No. 3 業務日誌

月	日	曜日	天
(内勤)			
1、改良課K氏地区委員会の予算編成協議会に臨席の爲來所地区普及計画書の事業方針の協議をなす			
(外勤)			
1、A青年クラブの麦の品種展示方法指導 参会者 名			
2、A部落の麦種子消毒実施(メルクロン) 集会者 名 数量約 斗			
(業績)			
1、屋示圃場30坪 作業人員5名 供試品種 白六角 横綱 斛 各10坪宛			
2、実施戸数 30戸 種子量2石			
(観察其他記事)			
1、初霜 平年に比し3日早し			
2、A部落の麦種子消毒は各戸毎に行なつたが薬剤の稀薄濃度の徹底、薬剤の節約、時間厳守、労力の節約等合理化の必要も認め明年より共同作業で実施することに意見一致した 部落代表者H氏より役場に消毒槽設置用としてセメントの配給申請をなし入手せしむる様協議決定した			

No. 4 賜暇(休暇)願

例
 静岡縣知事 殿
 至自 至自 何日間
 月 月 何日間
 日 日 (医師の診断書添付)
 何日何村何某方へ私事旅行のため
 許可された
 昭 何々のため延期し改めて願ひ出ありたい
 和 年 月 日

賜暇(休暇)願

県第 区何々地区 職 何

某 印

課

長 印

二一

証人出頭承認願

至自 月 日 何日間 何々事件に関連して何部落の共同作業場設置証人として何々裁判所に出頭されたい旨召喚がありましたから当日出頭方御承認願います

昭和 年 月 日 県第 区何々地区 何

某 印

静岡県知事 殿

No. 5 承認申請

右 承認する (出頭前に事務連絡の要があるから出願されたい)

課

長 印

復命書

県 何々地区

何

某

静岡県知事 殿

一、受命事項

1、用務 普及事先進地視察 県第 区何々地区

2、用務地 自 月 日 何日間

3、期間 至 月 日 何日間

二、用務処理状況 別紙の通り

昭和 年 月 日

No. 7 復命書

用務處理状況

(イ) 用務處理概要 地区委員会訪問 委員会の予算編成と活動状況調査

1、 月 日 地区普及計画の推進方法を調査検討(何部落視察)

2、 月 日 青少年クラブの活動状況調査(何々部落青少年クラブ視察)

3、 月 日 視察の結果参考となった事項

(ロ) 視察の結果参考となった事項
1、委員会が積極的に部落毎に実施を要する普及事業を検討し、普及員と協力員とが協議し、部落の承諾を得て各部落毎にその事業実施に要する経費を予算に計上し、経済的裏付けをした点を実績を収めた要因と認める
2、青少年クラブの編成が形式的でなく各部落共に眞に愛農の精神に燃ゆる若人達で組織され、人員は少くないが実践力が極めて濃厚で、よく普及員と連絡提携し、熱とたゆまざる力を以て部落の共同作業等にも奉仕し、普及の推進力となつて居り、且つ自から経営する圃場の成績向上と併進し、其の経済力も強固であつた(部落の採種圃種畜繁殖加工の研究がクラブ員の事業である)概ね部落の農家は青少年クラブのこの事業の成績結果に基き自営の基準とする様になつて来たことは普及の事業推進上極めて大なる功績である。

No. 8 復命書

地區外出張承認申請

県第 区何々地区

何

某 印

静岡県知事 殿

至自 月 日 何日間 種畜(豚)入手何県何郡何村何々種畜場

支出経費 配当旅費 (地区委員会)

右承認された (普及事務打合せ開催のため延期されたい)

昭和 年 月 日

課

長 印

No. 9 地区外出張承認申請

775613

No. 20

地区番号		旬 半 下	旬 半 上	旬 別
〇〇郡〇〇地区	普及員氏名	10 ~ 6	5 ~ 1	上旬
		20 ~ 16	15 ~ 11	中旬
		30 ~ 26	25 ~ 21	下旬
				業 務

指導の重点
一、二、三、四、五、六

備考
1、業務予定表の業務欄は各半旬別に簡明に事項を記入すること、施行の確定せるものは日時を朱書すること。
2、指導の重点は簡単に要領を得るよう記入すること。
3、本計画表は前月末日迄に都連絡員に二部宛提出するものとする。

No. 21

地区番号		〇月業績表	
〇〇郡〇〇地区	普及員氏名	内勤	地区外出張
		欠勤	委員会出席
		勤務日数	備考

事 行	勤務状況
1. 講習会開催 何々講習会 出席人員 〇〇名 2. 地区委員会 出席人員 〇〇名 3. 何々研究会 出席人員 〇〇名 4. 協力員研究会 出席人員 〇〇名 5. 青少年クラブ研究会 何回、出席人員 〇〇名 6. 生活改善講話会 何回 出席人員 〇〇名 女 〇〇名 男 〇〇名	1. 圃場展示 隣酸欠乏土壤に於ける麦栽培 方法展示 一ヶ所 一反歩 表品種展示 二ヶ所 一畝 隣酸施用方法展示 三ヶ所 三畝
1. 畑土壤の酸度検定 圃場巡回 三ヶ部落 何日 申込農家 〇〇名 2. 麦種子消毒実施 二ヶ部落 二日 実施農家 〇〇戸 種子量 〇〇斗	

775613

一、普及員が指導した会合の回数

三〇人以下の会合	三〇―五〇人	五〇―一〇〇人	一〇〇人以上	備考
----------	--------	---------	--------	----

二、展示会の回数

農業全般	米麦関係	土壤肥料	病虫害	農薬	園芸	其他
------	------	------	-----	----	----	----

三、巡回指導延日数
四、月間の行事、展示普及の事項において特異な事項若しくは要望事項

記載上の注意

1. 勤務状況の区分は同一日に内勤、外勤其の他の業務が重なった場合にはその最重要のものを記入し、他の日数に入れないこと。
2. 平常に賜暇をとつた場合、日曜、休日に勤務した場合、其の他異常勤務をした場合はその旨備考欄に記入すること。
3. 行事欄は委員会及び普及員の指導した講習会、研究会、座談会、部落会等記入すること。
4. 展示会の回数は普及員が農民を対象として開催した展示会の回数、所謂実績、展示会、又は農民を引率して試験場その他を見学したものを含めて記入すること。
5. 本業績表は翌月三日迄に郡連絡員宛二部提出するものとする。

農業年間改良計画

地区番号	記簿	畜産	麦	水稲	普及対象	普及後
		1. 無家畜のため良質堆肥少く、地力減退一般に作物の収量が低い	1. 酸性土壌のため麦の生育が悪い 2. 磷酸欠乏による前記事由と共に生育を阻害し収量が上らない		改善を要する事由	普及後の成果見通し
		E D C B A	C B A		改善を要する地域	〇〇郡〇〇地区
		計五五五戸	計二五五町		同上面積戸数又は量	
		1. 養豚(飼料は甘藷、馬鈴薯の澱粉製造を行ないその粕を主とする) 2. 堆厩肥の増産(従来の麦稈刈草積の改善)	1. 品種改良(横綱、農林五七、六七) 2. 石灰の適量施用 3. 堆厩肥の増施(家畜飼育) 4. 過石堆肥の混和施用		主なる普及事項とその要点	
					普及の施設手続方	
		1. 豚各戸二頭飼育 仔豚 一〇〇〇頭	1. 大麥 反收一石二斗 現在 普及後 二石四斗 2. 小麥 一〇割増收 現在 反收一石 普及後 一石六斗 六割増收			

地區現況把握に必要な調査要目

立地調査事項

一、地理

イ、等温線を入れた村の略地図を作り添附すること。

ロ、位置 最寄の都会との距離又は著名な山河との方位関係等を記す。

ハ、広 裏

ニ、地 勢 緯度、標高、母岩、河川等に依り概略を記す。

ホ、気 候 (既往十ヶ年平均、施設なき町村は省略)

区別	月別												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
平均気温													
最高気温													
最低気温													
降水量													

特殊事情の概要を記す 各区別毎に極並に其の年月日を入れる。初霜、晩霜の平均と其の極。

二、青年団、婦人会等の団体

名称	所在地	設立年月日	団員数		設立の主たる目的	事業の概要
			男	女		

註 第一種兼業農家とは
主たる職業が農業にして従として他の産業を営み或は賃労働者として生計を営むもの。
第二種兼業農家とは
主たる職業が農業以外の産業或は賃労働者、職員であつて、従として農業を営むもの。

三、耕地広狭別農家戸数

部落名	一反	一反未	三反未	三反—五反	五反—一〇反	一〇反—一五反	一五反—三〇反	三〇反以上	計
計									

四、主要食糧生産高

イ、作付反別收穫高

部落別	何		々		何		々		何		々	
	作付反別	收穫高	反当收量	作付反別	收穫高	反当收量	作付反別	收穫高	反当收量	作付反別	收穫高	反当收量
計												

ロ、品種別作付面積

部落別	作物名		作物名		作物名		作物名		作物名		作物名	
	品種名	面積	品種名	面積	品種名	面積	品種名	面積	品種名	面積	品種名	面積
計												

註 1、(イ)表は米、麦、甘藷、馬鈴薯、雑穀に付き記す。
2、米は水稻、陸稻、稗米、糠米別に区分し、麦は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麦別に区分記す。
3、馬鈴薯は田、畑に区分記す。
4、(ロ)表は米、麦、甘藷、馬鈴薯につき記す。
5、作付反別の單位は反とし、收量の單位は甘藷、馬鈴薯は貫、其の他の收穫高を石とし、反当收量は合とす。

五、果 樹

前表様式に準ず。但し作付反別欄を作付本数に改め、收穫高及び反当收量の單位を貫に改む、品種別作付反別は不要。

六、蔬 菜

前表様式に準ず。但し收穫高及び反当收量の單位を貫に改む、品種別作付反別は不要。

七、茶

部落別	作付反別	生葉收量	製 茶		備 考
			手採	機械採	
計					

八、養 蚕

部落別	養蚕戸数	桑作付反別	蚕種播立数量	繭 産 高	出 荷 機 関
計					

九、家畜家禽の頭羽数

計	部落別	役牛		乳牛	役馬	豚	種羊	山羊	羊	兎	鶏	家鴨
		頭	頭									

十、牛馬耕反別

計	部落別	田		耕地	畑	面積	計	同上	中牛馬耕反別	計	田	牛馬耕利用割合
		反	反									

十一、乳卵利用状況

計	部落別	牛		山羊		集荷機関名	生産卵数	出荷卵数	集荷機関名
		搾乳量	出荷量	搾乳量	出荷量				
		斤	斤	斤	斤		戸	戸	

十二、家畜家禽増殖に採られつつある方策概要

十三、家畜家禽の飼料確保上採られつつある方策概要

十四、農業用機械器具（原動力機、農産加工機、噴霧機、揚水機、耕耘機、碎土機、製糞機、製筵機）

計	部落別	用途別	名称	能力	台数	備考

能力は動力にありては馬力、加工機具にありては一日間（八時間）の生産量を以つて示す
記入困難なるものは記入を要せず

計	部落別	新聞、雑誌名	部数	備考

部数の調査困難なるものについては誌名のみにて可

十五、慣行耕種法

作物名	主たる品種名	播種期	畦	巾	株間	基肥				追肥				出花期	成熟期
						何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々		

註 水稲は播種期を苗代播種期、本田挿秧期に区分すること。

十六、輪栽方式

主たる輪栽様式につき記載する。

十七、地区農業標準曆

農業年度の通常の経過の有様を示すところの地方的標準曆を作るこゝ。

農業改良助長法

(法律第一六五号)
昭和二十三年七月十五日

第一章 總 則

(法律の目的)

- 第一条 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 この法律は、蚕糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章 農業に関する試験研究の助長

(助長の基準)

- 第二条 政府は、農業に関する諸原理及びその応用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府県及びその他の試験研究機関に対し補助金又は委託金(以下本章中資金という)を交付する。
- 2 前項の資金は、農業に関する地方的な事情を正しく考慮して適当と考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接関係し、国の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複していないものを助長するために交付されなければならない。
- 3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、いずれの年度においても、全国を通じて七十五を超えることはできない。
- 4 農業に関する都道府県は試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。(農林大臣の任務)

第三条 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を収め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すと共に、随時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他の法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

(助長の申請)

第四条 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府県又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間における農業に関する試験研究の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割当の決定を受けることができない。

(資金の割当)

第五条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、都道府県又はその他の試験研究機関別に、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

(助成の承諾)

第六条 都道府県又はその他の試験研究機関は、前条の規定により割当の決定を受け、これを承諾するときは、その割当決定に基づいて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施計画書

二 收支予算書（委託の場合には経費見積書）
（計画の変更）

第七条 都道府県又はその他の試験研究機関が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の流用禁止）

第八条 本章の規定により交付される資金は、直接間接を問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

（資金の還付）

第九条 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 前二条の規定に違反したとき。

二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

（收支決算書）

第十条 本章の規定により資金の交付を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

- 第十一条 農林大臣は、毎年度、都道府県又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業に農業に関する国立の試験研究機関の試験研究事業を検討整理しなければならない。
- 2 農林大臣は、前項の検討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

（異議の申立）

第十二条 農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府県又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県又はその他の試験研究機関に通知しなければならない。

一 第四条第二項の承認がないこと。

二 第九条第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

三 提出した国業計画の内容が不相当であること。

2 前項の通知を受けた都道府県又はその他の試験研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を

他の都道府県又はその他の試験研究機関に割り当てることができる。

五二

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第十三条 政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い、都道府県に対し補助金を交付する。

2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があるを解すべきではない。

(協同農業普及事業)

第十四条 本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府県のが協議して定める方針に従つてこれを実施するものとする。

(助成の申請)

第十五条 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府県は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間における普及事業の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府県が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けるこ

とができない。

(補助金の割当)

第十六条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。

但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

- 一 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の四割五分は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府県及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。
- 2 前項第一号及び第二号の規定により都道府県に配分される補助金の額が、当該都道府県において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額を超えるときは、その超える部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

(助成の承諾)

第十七条 都道府県は、前条の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基づいて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施計画書
- 二 收支予算書

(計画の変更)

第十八条 都道府県が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承諾を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九条 本章の規定により交付される補助金は、直接間接を問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十条 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二条の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府県が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県に対する補助金の割当又は交付をしない。

(收支決算書)

第二十一条 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二条 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三条 農林大臣は、都道府県が左の各号の一に該当することを事とし、第十六条第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県に通知しなければならない。

一 第十五条第二項の承認がないとき。

二 第二十条第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないとき。

2 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

附 則

第二十四条 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十九条 第四条第一項及び第十五条第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同条の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

2 第四条第二項及び第十五条第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第十八条 都道府県が承諾書を提出した後、前条各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、予め農林大臣の承諾を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九条 本章の規定により交付される補助金は、直接間接を問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十条 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 前二条の規定に違反したとき。
- 二 支出額が予算額に比し減少したとき。
- 2 農林大臣は、都道府県が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府県に対する補助金の割当又は交付をしない。

(収支決算書)

第二十一条 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、農林大臣の定める様式により、収支決算書を、次年度六月三十日まで農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二条 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

- 2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三条 農林大臣は、都道府県が左の各号の一に該当することを事とし、第十六条第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告すると共に当該都道府県に通知しなければならない。

- 一 第十五条第二項の承認がないとき。
- 二 第二十条第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないとき。
- 2 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。
- 4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。

附 則

第二十四条 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二十九条 第四条第一項及び第十五条第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同条の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

2 第四条第二項及び第十五条第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十六条 第五条及び第十六条第一項中割当の期日に関する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
 第二十七条 第十六条第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
 第二十八条 産業試験費講習費国庫補助法（明治三十九年法律第九号）は、これを廃止する。

大藏大臣 北村徳太郎
 農林大臣 永江一夫
 内閣総理大臣 芦田均

静岡縣條例第四十一號

静岡縣農業改良事業例を次のように定める。

昭和二十四年九月二十八日

静岡縣知事 小林武治

静岡縣農業改良事業條例

第一章 總 則

第一条 農業改良事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に定めてあるものゝ外、この條例によつて行ふ。
 第二条 農業改良事業に関する重要事項を調査審議し、又はその遂行に協力するため、県に県農業改良委員会及び知事の定める地区に、それぞれ地区農業改良委員会を置く。

第二章 縣農業改良委員会

第三条 県農業改良委員会（以下県委員会という）は、知事の諮問に応じ、概ね左に掲げる事項を調査審議する。
 一 農業改良事業に関する重要計画の樹立並びにその施行に関する事項
 二 地区の区分及び各地区における農業改良普及員の数に関する事項
 三 農業改良普及員の資格試験委員会の委員の選任に関する事項
 四 農業に関する普及事業計画と試験研究計画との密接な連絡に関する事項
 県委員会は、前項各号に掲げる事項について、知事に建議することができる。
 第四条 県委員会は、委員九名をもつて組織する。

委員九名の中五名は、知事の定める資格を有する農民の中から地区農業改良委員会の委員の選挙によつて選出された者につき知事が任命し、一名は農業教育者、他の三名は農業に關係のある学識経験者の中から、それぞれ知事が選任する。

第五条 委員の任期は三年とし、一年ごとに定数の三分の一を選任する。但し、再任を妨げない。

補欠委員はその前任者の残任期間在任する。

第六条 県委員会の委員長は、委員の互選による。

第七条 県委員会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

第三章 地区農業改良委員会

第八条 地区農業改良委員会（以下地区委員会という）は、知事の諮問に応じ、概ね左に掲げる事項を調査審議する。

一 当該地区に勤務する農業改良普及員の選考に関する事項

二 当該地区における農業改良事業の実施に関する事項

地区委員会は、前項各号に掲げる事項について知事に建議することができる。

第九条 地区委員会は、概ね委員五名乃至十五名をもつて組織する。

委員は市町村長が市町村議会の同意を得て知事の定める資格を有する農民の中から選定したものについて、知事が任命し、

市町村別の委員数は、農業人口、耕地面積その他農業事情により知事が別に定める。

第十条 地区委員会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

補欠委員は、その前任者の残任期間在任する。

第十一条 地区委員会の委員長は、委員の互選による。

第四章 職員

第十二条 農業改良事業に従事する職員は、専門技術員及び農業改良普及員その他必要な職員とする。

前項の職員は、供出、割当、配給取締及び検査等の行政事務を担当することはできない。

第十三条 専門技術員は、概ね左に掲げる職務に従事する。

一 農業改良普及員に対し農業技術の普及及び農民生活の改善に関し、専門的知識を與えること。

二 農業改良普及員を援助して、専門的事項又は困難な事項について、指導を行うこと。

三 試験場、専門学校及び大学の研究者と協力して、農業生産の増大、農業及び農民生活の改善について、農業改良普及員

及び農民の用に供するため、パンフレットその他の印刷物を作成すること。

第十四条 農業改良普及員は、各地区において勤務し、農民に対し農業改良事業を実施する。

第十五条 専門技術員及び農業改良普及員の資格試験及び採用は、知事が別に定めることによる。

第十六条 知事は、農業改良普及員の資格試験を行い、その有資格者名簿を整備し、地区委員会に提供する。

附 則

第十七条 この条例は、公布の日から施行する。

第十八条 第五条の規定にかかわらず、第一期の県委員会の委員の三分の二の者の任期はその半数が一年、他の半数が二年とする。

前項の委員は、知事の専任するものについては知事の定めることにより、農民の選挙により、知事が任命するものについては抽せんによつてその任期を定める。

第十九条 静岡県協同農業普及事業条例（昭和二十三年静岡県条例第七十一号）は廃止する。

（静岡県公報第六一〇三号）
（昭和二十四年九月二十八日登載）

静岡縣規則第百十七號

静岡縣農業改良普及職員資格試驗施行規則をここに制定する。

昭和二十四年十二月二十七日

静岡縣知事

小

林

武

治

六〇

静岡縣農業改良普及職員資格試驗施行規則

第一条 知事は、この規則に基づいて農業改良普及職員資格試験（以下試験という）を施行する。

第二条 試験は、毎年一回期日（おとむね一月頃とする）を定めて行う。ただし、きくに必要があるときは、臨時に行うことがある。

第三条 試験を行うときは、試験実施期日、場所、受験願書の受付期間、試験項目、その他、試験施行上の重要な事項を試験実施期日の二ヶ月以前に公示する。ただし臨時に試験を行うときは前項の期間を一月まで短縮することができる。

第四条 試験は、農業改良普及員と生活改良普及員とに区別して行う。ただし専門技術員に対する試験は別に定める。

第五条 試験は、筆記試験、実地試験、社会常識検査、および人物検査とする。
一 筆記試験は旧専門学校卒業程度において行い、次の必須項目と選択項目とについて行う。
選択項目は、次のうちから適宜二項目を選定受験させるものとする。

必須項目	選択項目
作物および園藝	農業氣象
畜産	植物生理

土壤および肥料
病害蟲
農機具
農業経営
農政時事問題

家畜生理および衛生
家畜飼養
農畜産加工
農業簿記
林業一般
農業土木

生活改良普及員に対するもの。

必須項目	選択項目
農業一般	教育
家事経済	育児
被服および住居	看護
食物と栄養	家庭物理化学
家庭保健および衛生	家庭生物
文	

二 実地試験は、実地指導上必要な智識技能について行う。

三 社会常識検査は、改良普及員として必要な社会常識について行う。

四 人物検査は、改良普及員として必要な個人的、公民的能力、および社会的、道徳的適応性について行う。

第六条 試験を受けようとする者は、次の書類を指定期日までに知事に提出するものとする。

一 受験願書（書式一）

- 一 選択項目申込書
- 一 履 歴 書（書式二）
- 一 写 真（半身手札型）
- 一 学校卒業証明書、または卒業見込証明書、あるいは試験検定合格証明書
- 一 受験有資格たることを証明する資料
- 一 身体検査書

第七条 受験資格を有するものは次に掲げるものとする。

- 一 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）、または新制高等学校を卒業し、卒業後三ヶ年以上次の経歴を有するもの。
- イ 国、公共団体、もしくは法人立の農業または家政に関する試験研究、教育機関において試験研究、もしくは教育に従事した者。

- ロ 国、公共団体、もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務、もしくは普及事業に従事した者。
- 二 農業または家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府県立農業講習所、もしくはこれに準ずる教育機関の卒業者、およびその年の三月卒業見込の者。

三 農業または家政に関する旧制もしくは新制大学の卒業者およびその年の三月卒業見込の者。

四 知事が、前各号の資格と同号以上の実力があることを認め、試験委員会の審査答申により受験資格を附與した者。

第八条 受験資格を有するもので、国、都道府県の技官または技術吏員として最近五ヶ年間に三ヶ年以上、農業、または家政に関する試験研究、教育実務もしくは普及事業に従事した者で、改良普及員になろうとする者について試験委員会の審査答申により、さくに知事が資格があることを認めた場合は、試験によることなく改良普及職員の資格を附與することができる。

第九条 知事は、試験施行後一ヶ月以内に試験合格者の氏名を公示することも合格者に対し、合格証明書（書式三）を附與

する。

前条により認定した者には資格認定書（書式四）を附與する。

第十条 試験に合格した者の農業改良普及員および生活改良普及員としての資格は、各都道府県間に共通のものとする。

第十一条 合格証明書または資格認定書を亡失もしくはき損したときは、本人の申請により、知事は再交付することができ

る。

第十二条 試験は、県農業改良普及職員資格試験委員会（以下試験委員会という）が担当するものとする。

第十三条 前条の試験委員会は次によるものとする。

一 委員会の構成

委員会は七人程度の委員で構成する。

委員会に委員長を置き、委員の互選による。

公共職追放令該当者は、委員になることができない。

二 委員の選任

委員は、学識経験者、関係官公吏その他必要と認める者の中から、県農業改良委員会の意見をきいて、知事が任命または委嘱する。

三 委員の任期

委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員会の任務

① 受験志願者の資格審査。

- ④ 試験員を知事に推せんすること。
 - ⑤ 受験者の合格、非合格の判定および知事への答申。
 - ⑥ 第八条の無試験資格認定に関する審査および知事への答申。
 - ⑦ 試験施行上必要な事項の調査審議。
- 第十四条 知事は、試験施行に関し、あらかじめ期日、場所、方法その他委員会の運営等について農林省と協議するものとする。
- 第十五条 知事は、試験終了後二ヶ月以内に試験の実施状況について農林省に書面で報告するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

静岡県農業改良普及技術職員資格試験施行規則（昭和二十三年十一月二日静岡県規則第五十五条）は廃止する。

書式一（用紙半紙）

受 験 願 書

本 籍	氏 名	生 年 月 日
現 住 所	氏 名	生 年 月 日
（ふりがなをつけること）		
私 債 農 業（生活）改良普及職員資格試験を受けたので書類を具してお願いします。		
昭 和 年 月 日	右	
知 事 殿	氏 名	印

書式二

履 歴 書

本 籍	氏 名	生 年 月 日
現 住 所	氏 名	生 年 月 日
（ふりがなをつけること）		
学 業	何 学 校 何 科 第 何 学 年 入 学	何 年 何 月 何 日
業 務	何 学 校 何 科 卒 業（又は何 学 年 中 途 退 学 又 は 何 学 年 在 学 中）	何 年 何 月 何 日
賞 罰	何 官 職 拜 命 若 し く は 何 業 に 従 事（職 務 内 容 を 詳 細 に 且 つ 明 確 に 記 入 す る こ と。 卷 末 の 例 参 照）	何 年 何 月 何 日
賞	何 事 由 に 依 り 退 職 若 し く は 廃 業	何 年 何 月 何 日
罰	何 事 由 に 依 り 何 賞 何 罰 を 受 け	何 年 何 月 何 日
身 上 に 関 す る 事 項	何 事 由 に 依 り 何 と 改 氏 名 等	何 年 何 月 何 日

（記載注意）

- 一、賞罰は経歴上特に重要な事項
- 二、身上に関する事項は族称氏名の変更等身上の異動を記載すること。

業務記載例

- 一、就業年月日
- 二、離職又は転職年月日
- 三、右の継続して従事した期間 何年何ヶ月
- 四、職務内容
- イ、職 名……………例えば何々県技術吏員（二級）
- ロ、内 容……………稲の栽培法改良に関する試験
- ハ、勤務機関名……………何々県農事試験場

書式三

昭和 年 第 号

合 格 證 明 書

氏 本
名 籍

農業(生活)改良普及職員資格試験に合格したことを証明する
昭和 年 月 日

生 年 月 日
知 事 印

書式四

昭和 年 第 号

有 資 格 認 定 書

氏 本
名 籍

農業(生活)改良普及職員の有資格者たることを認定する
昭和 年 月 日

生 年 月 日
知 事 印

(静岡県公報号外昭和二十四年十二月二十七日登載)

静岡縣告示第三百十三號

静岡県立農業講習所規定を次のように定める。

昭和二十四年六月十四日

静岡県知事

小

林

武

治

静岡縣立農業講習所規程

第一章 總 則

第一条 静岡県立農業講習所(以下講習所という)を静岡市北安東町八五一番地に置き、農業改良普及員等の養成並びにその再教育を行うを目的とする。

第二条 講習所における講習は、本県の農業の特殊性を重んじ、試験研究機関との有機的な結合により、左の各号について行う。

- 一 農業に関する知識及び技術の修得。
- 二 農業経営に関する総合的な知識及び技術の修得。
- 三 農業に関する普及技術の修得。

第三条 講習所に所長その他必要な職員を置く。
所長は、知事の指揮監督を受け所務を掌理する。

第四条 講習所の講習期間は二箇年とする。
所長に事故があるときは上席の者がその職務を代理する。

第五条 講習所の講習生の定員は六十名とする。

第二章 入所、休所、退所及び賞罰

- 第六条 講習所の入所出願資格者は、左の各号の一に該当するもので身体強健志操堅実な者とする。
- 一 農業を主とする新制高等学校の卒業生。
 - 二 甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する試験研究機関又は教育機関において試験研究又は教育に従事した者。
 - 三 甲種農学校卒業後一箇年以上農業に関する普及事業に従事した者。
- 第七条 入所希望者は、入所願書(様式第一号)に履歴書(様式第二号)戸籍抄本、最終学校の成績証明書及び本人の写真(無帽半身像)を添えて別に公示する期日までに所長に提出しなければならない。但し第七条第二号及び第三号に該当するものは、所定の経験を証する証明書を添付しなければならない。
- 第八条 入所希望者に対しては、筆記試験、口答試験、人物検査及び体格検査等を行う。
- 前項の筆記試験、口答試験、人物検査並びに体格検査の実施の期日、場所、試験項目その他募集に関し必要な事項は毎年これを公示する。
- 第九条 入所を許可された者は、入所後直ちに、本県内に居住する成年者で独立の生計を営む者二人を保証人に定め、保証書(様式第三号)を所長に提出しなければならない。
- 保証人が死亡した場合又は保証人としての資格を失つた場合は、前項の規程により更に保証人を定め、直ちに保証書を所長に提出しなければならない。
- 第十条 講習生は、寄宿舎に入舎するものとする。但し、已むを得ない理由により所長が許可した場合はこの限りでない。
- 第十一条 講習生又は保証人が、その住所氏名を変更した場合は、直ちに所長に報告しなければならない。
- 第十二条 講習生は、病氣その他やむを得ない理由により所長の許可を受けた場合は、休所又は退所することができる。

- 第十三条 所長は、成業の見込のない者又は本規程に違反した者に退所を命ずることがある。
- 第十四条 講習所の所定の課程を修了した者には、卒業証書(様式第四号)を授與する。
- 第十五条 所長は学業成績及び操行の優秀な者を褒賞することがある。

第三章 講習課程及び休業日

- 第十六条 講習所の講習課程は、これを三期に分ち、毎年四月一日に始まり翌々年三月三十一日をもって終る。
- 第十七条 教授科目及びその時間数は左の通りとする。但し、所長が講習上必要と認めるときは適宜変更することができる。

教授科目及び時間数

教科目	区 分			備 考
	一期	二期	三期	
農業 汎論	三〇	三〇	三〇	
植物 生理	三〇	三〇	六〇	
育 種	四〇	一八〇	四〇	
園 芸	一九五	一八〇	三七五	飼料作物工芸作物を含む
肥 料	一三五	一六五	三〇〇	果樹を含む
土 壤	七五	一一〇	一九五	肥料分析及施肥堆肥の実習を含む
病 害	七五	一〇五	七五	
畜産 汎論	七五	九〇	一六五	
畜産 生理衛生	三〇	三〇	三〇	家畜伝染病を含む
家畜 繁殖	七五	七五	七五	家畜人工授精術の実習を含む
計				
	三〇	六〇	三〇	
	四〇	一八〇	四〇	
	一九五	一八〇	三七五	
	一三五	一六五	三〇〇	
	七五	一一〇	一九五	
	七五	一〇五	七五	
	三〇	三〇	三〇	
	七五	七五	七五	

家畜飼養管理	一三五	一三五	
畜力利用	一二〇	一二〇	
農産加工	三〇	三〇	
畜産加工	三〇	九〇	
農機具及機械	一一〇	九〇	
農業経済	三〇	四五	産業地理を含む
農業経営	六〇	四五	農業簿記を含む
農政時事	一五	三五	農業法規協同組合大意を含む
農業氣象	三〇	三五	実験を含む
農業土木	三〇	三五	収量調査実習を含む
農林統計	三〇	三五	
農村電化	七五	三五	
農村副業	三〇	三五	
農村生活	一五	三五	
林業概論	三〇	三五	
養蚕	一五	三五	
英語	三〇	三五	
農民教育普及指導	三〇	三五	
農場実習	九〇	一八〇	家事営養を主とする
普及実地訓練	五七〇	五七〇	
研究論文	一五〇	一八五	
見学調査	一五〇	一八五	
計	一、五三〇	四四〇	三、八一五

「備考」一、時間数には学科実習実験を含んでいるが、大体の比率は四と六とする。

一、平日は八時間授業とし、土曜日四時間とする。

第十八条 休業日は左の通りとする。但し、所長が必要と認める場合は、休業日においても臨時に学科実験実習又は実地訓練を課すことができる。

- 一 祝日
- 一 開所記念日
- 一日 曜日
- 一 冬期休暇 (十五日)
- 一 春期休暇 (二十日)

第四章 短期講習

第十九条 講習所は、農業技術者の指導力の向上を図るために別に短期講習を行う。

第二十条 短期講習の受講資格者は大学若しくは、専門学校卒業者又は農業改良普及員その他の農業技術者とする。

第二十一条 本講習の期間内容は、所長が適宜これを定める。

附 則

第二十二条 この現程に定めるものの外、講習所に関する細則は、所長が別にこれを定める。

第二十三条 この規程は、昭和二十四年四月一日から適用する。

第二十四条 静岡県立農会技術員養成所規程(昭和十三年静岡県告示第四七七号)は廃止する。

第二十五条 昭和二十三年度において農会技術員養成所に在する生徒で、当該年度において第一年及び第二年であつた者に

ついては、第七条の規程に拘わらず、本講習所の一期及び二期にそれぞれ編入することができる。

様式第一号 (用紙半紙)

入 所 願 書

この度貴所講習生として入所したいから別紙履歴書成績証明書及び戸籍抄本に写真添えてお願いします。

静岡県立農業講習所長 氏 名 殿

年 月 日 氏 名 印

様式第二号 (用紙半紙)

履 歴 書

本 籍
現 住 所

本籍筆頭者との続柄

年 月 日 生 氏 名 印

- 一、学 業
- 二、業 務
- 三、賞 罰

右の通り相違ありません。

年 月 日 氏 名 印

様式第三号 (用紙半紙)

収 入
印 紙

誓 約 書

この度入所を許可されたについては規程等を堅く守り、専心勉強することを誓います。

本 籍 本人 氏 名 印

現 住 所 本人 氏 名 印

年 月 日 生

右 この度入所を許可されたについては規程等堅く守らせ、なお本人在所中の一切の事件は我々が引き受けます。

本 籍 本人との関係 氏 名 印

現 住 所 本人との関係 氏 名 印

職 業 本人との関係 氏 名 印

本 籍 本人との関係 氏 名 印

現 住 所 本人との関係 氏 名 印

職 業 本人との関係 氏 名 印

右 保証人 氏 名 印

静岡県立農業講習所長 氏 名 殿

様式第四号

第 号 卒業證書

氏

年月日生名

右の者本所の課程をおさめ、これを卒業したことを證する。

年 月 日

静岡県立農業講習所長

氏

名 印

(静岡県公報第六〇六四号 昭和二十四年六月十四日登載)

静岡県立富士経営傳習農場の概要

一 位 置

富士郡白糸村大字東原にあり。

白糸滝の西方標高五二〇米、南面に緩傾斜する丘陵地帯にして富士宮市の北方約三里に位置する。交通は富士宮市よりバスによる。

二 農場の概要

1. 設立の主旨

昭和十七年経済更生運動の一環である修練農場として発足したが、終戦に伴つてこれを轉換、農業改良普及事業の発足と共に経営傳習農場と改名された。教育は全員台宿の上職員、講習生協力者の眞剣なる農業勤務によつて播種、耕作、收納、加工、家畜飼養、食生活に至る迄の一貫実習を高度に行い、これが実施過程において経営の全般及びこれに伴う学科及び寮における自治協同生活の一切を教材として、農業経営の技能、技術及び心身の練磨向上を図り、眞に農を以て自己の崇高なる使命を自覚し、將來自営農民として努力すると共に改良普及員および協力者乃至青少年クラブの中核者となるべき有爲な青年を養成するにある。

2. 訓練施設

イ 土地

水田 一町七反五畝 畑 五町五反八畝 原野、山林 三町五反二畝 宅地三町二反三畝
ロ 建物

事務室、宿舍、講堂、炊事浴場、食堂、管理室、加工場、堆肥舎、農具舎、作業場、畜舎等十五棟

ハ 家畜家禽 馬、乳牛、和牛、綿羊、山羊、豚、鶏、家鴨

ニ 農機具

ブラウカ、ルチベーター、ハロー、培土機、畦立機、人力カルチカッター、動力脱穀機、糶摺機、散粉機、噴霧機、発動機、モーター、トラック、精米、精麦機、製粉機、搾油機、粉碎機、豆腐製造機、馬車等

三 専修期間

本科生……………一ヶ年

専習科生……………一ヶ年

但し更に研修を希望するものは一ヶ年延長することができる。

四 必修作業及学科

作 業

普通 作物……………麦類、芋類、陸稻、豆類、雜穀

水田 作物……………水稻

飼料 作物……………青刈作物栽培、牧草、埋草作業

園 藝……………育苗、蔬菜、花卉

畜 産……………家畜飼養、管理、乾草作業、堆厩肥作業

加 工……………製粉、精米麦、蘘竹工品

農 機 具……………畜力作業、簡易修理

林 産……………植林、材木、製炭、原板測量

その他高冷地営農に関する実習

学 科

作物、植物生理、園藝、土壤肥料、畜産、病虫害、農業経営、社会科教学、生活改善

リクリエーション、体操、各種ゲームその他

その他青少年クラブの活動要領に則り生徒の自主的な活動によつてプロジェクトメソッドを採用し、生産プロジェクト試験プロジェクトに分けて各人が選択した一問題をえらんで実施し、計画、記帳、集計等担当者がその責任を負う。

五 募集人員及入所資格

本科生 人員 約六〇名

資 格 新制中学卒業程度以上にして身体强健、農業実習に耐え得る者

専習科生 人員 男子若干名

資 格 農業に経験を有する年令満十七才以上にして身体强健なる者

六 経 費

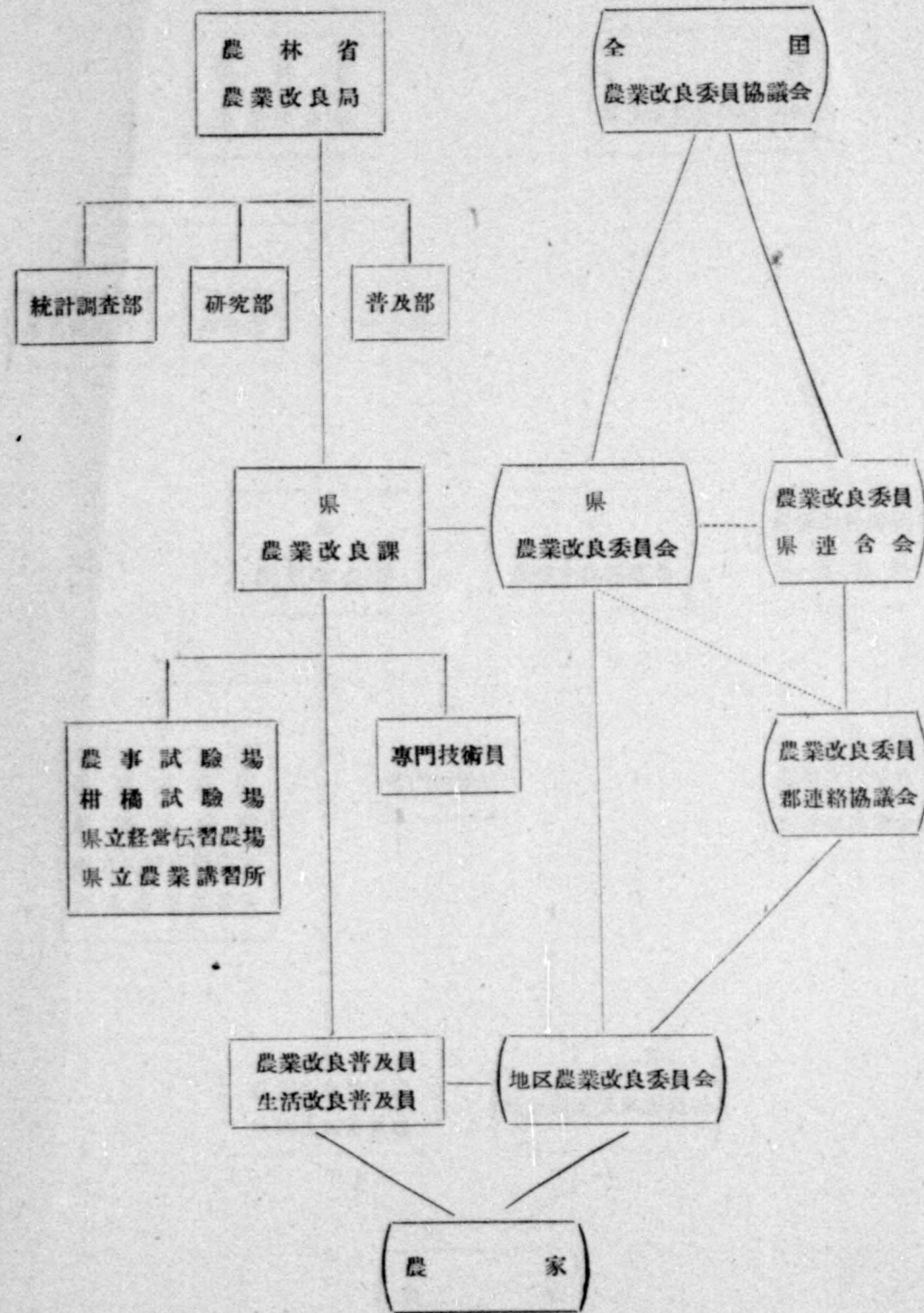
一 授業料、宿舍費 無 料

二 食 費 受配主食代実費

三 教科書代 一ヶ年五百円程度

七 入場志願手続

農業改良普及事業組織図



入場志願者は入場志願者履歷書、本人家庭の農業概要書（経営主、耕作反別、家畜飼育数等）に最終学校成績書、戸籍抄本推薦書二通（1地区農業改良委員会、2市町村長、農協長、学校長、改良普及員、本場講習生の中）を添えて提出のこま。

八 應 募 時 期

毎年三月十五日限り。
但し特別に時限後においても入場せしむるこまあり。

九 入 場 考 査 場 所 及 範 圍

本場において応募者について行い、考査範圍は口頭試問、身体検査とする。

農改号外

昭和三十六年二月十二日

静岡縣農業改良課長

関東地方民事部天然資源課

農業改良普及係長 殿

農業改良普及事業條例について

標記について二月十二日電話にて御照會があつた
たので別紙「農業改良普及職員服務便覽」に登載
致したので送附致します。

記

「静岡縣農業改良事業條例」については「服務便覽」の

静岡縣

五七頁を参照願いたい。

千葉縣地區農業改良普及員服務要項

千葉縣

千葉縣地區農業改良普及員服務要項

- 第一條 千葉縣における地區農業改良普及員は、別に定めるものの外はこの要項に基いて服務するものとする。
- 第二條 地區農業改良普及事務所の主任は地區農業改良普及事務所に於て事務日誌、出勤簿、事務所内の備品等に對し管理の責任を持つ。
- 第三條 地區事務所主任は地區内農業改良及び普及のために必要な具体的計畫及び方法を他の普及員と協議の上決定し、必要な施設を事務所内に準備しなければならない。
- 第四條 普及員は勤務日誌を記入し、地區主任を経て毎月々報を別に定める様式により翌月十日迄に農業改良課長に報告しなければならない。
- 第五條 普及員は次の事項について巡回又は事務を行うものとする。
1. 巡回は毎月十五日以上受持の市町村に於て行うものとする。

二

2. 受持市町村の役場（又は農業協同組合）に於て該市町村のその日の豫定を協議し又必要事項を聴取し農業改良上重要な事項については助言を與え又會議に列席する。
3. 普及事業については農作物、病虫害、家畜、林産業、農機具、農業經營、文化等の各項目について次のことを行う。
 - イ 優良品種の種苗又は家畜の繁殖等に對する助言及びそれらの導入、優良農機具、讀書の普及、優良農家の視察の指導等
 - ロ 講習、講話、講演會及び研究會、座談會の指導
 - ハ 指導上必要な印刷物の作製配布
 - ニ 圖表又は標本の作成
 - ホ 映畫又は幻燈による指導
 - ヘ 農民よりの質疑に對する解答
 - ト 農作物、家畜、林産物、及び加工等の實物展示の計畫及びその實施

4. 普及員は次の事項については速やかに縣に連絡するものとする
 - イ 農作物の病虫害並びに家畜傳染病を早期に發見したとき
（尙農作物及家畜等で特別に警戒を要する場合は旬別に縣に報告するものとする）
 - ロ 地區内で解決できない事項については速やかに縣に連絡して解決を図る。
 - ハ 一ヶ月間の巡回又は指導概要
 - ニ 農家の生産資材で普及員個人にては優劣の判別ができないとき
 - ホ 展示又は指導上必要な資材を縣より借用するとき
 - ヘ 講師の斡旋、勤務上必要な資材の申請に關する事項
 - ト 展示計畫又はその可否に關する事項
- 第六條 普及員は農作物の病虫害、土壤肥料、農畜産加工については次の事項を取り扱う。

三

イ その地方に於て主要な農作物に發生する病虫害の知識について農民に熟知せしむる手段を講ずること。

米麥、雜穀等の病虫害、甘藷、馬鈴薯及び果樹、蔬菜の病虫害、森林等の病虫害に對する防除法。

ロ 農業藥劑の知識の普及を圖ること及び藥劑撒布の實地指導農業藥劑の配合、濃度、取扱ひ、又は噴霧機及び煙霧機等の使用法、新農藥に關する研究

ハ 土壤の種類分布圖を作成しこれが改良方策を農民に知らせること、土性を充分検討した上、合理的な土地改良、最も適當な作物、及び合理的な施肥法及び耕種改良の研究指導

ニ 肥料の種類による價值の差異又はその使用法について農民に知らせること、及び肥料と作物との關係、施肥量及び施肥時期、施肥方法、肥料と土壤との關係

四

第七條 畜産に關する指導

ポ 農畜産加工の技術の指導又は技術習得に對する援助

イ 優良家畜の導入普及

ロ 役畜の利用指導

ハ 家畜飼養官理の技術と普及指導

ニ 家畜飼養と農業經營

ホ 家畜の病害防除に對する普及指導

第八條 林産に關する技術及び經營指導

イ 木竹加工技術の普及導入

ロ 林業副産物の導入及び技術指導

ハ 農業經營と薪炭林經營指導

第九條 農業經營改善に對し研究調査及び指導助言

五

四

- イ その地方に於て主要な農作物に發生する病虫害の知識について農民に熟知せしむる手段を講ずること。
米麥、雜穀等の病虫害、甘藷、馬鈴薯及び果樹、蔬菜の病虫害、森林等の病虫害に對する防除法。
- ロ 農業藥劑の知識の普及を圖ること及び藥劑撒布の實地指導農業藥劑の配合、濃度、取扱ひ、又は噴霧機及び煙霧機等の使用法、新農藥に關する研究
- ハ 土壤の種類分布圖を作成しこれが改良方策を農民に知らせること、土性を充分検討した上、合理的な土地改良、最も適當な作物、及び合理的な施肥法及び耕種改良の研究指導
- ニ 肥料の種類による價值の差異又はその使用法について農民に知らせること、及び肥料と作物との關係、施肥量及び施肥時期、施肥方法、肥料と土壤との關係

第七條 畜産に關する指導

- ポ 農畜産加工の技術の指導又は技術習得に對する援助
- イ 優良家畜の導入普及
- ロ 役畜の利用指導
- ハ 家畜飼養官理の技術と普及指導
- ニ 家畜飼養と農業經營
- ホ 家畜の病害防除に對する普及指導

第八條 林産に關する技術及び經營指導

- イ 木竹加工技術の普及導入
- ロ 林業副産物の導入及び技術指導
- ハ 農業經營と薪炭林經營指導

第九條 農業經營改善に對し研究調査及び指導助言

五

六

第十條 改良普及員は地方事務所、農業協同組合連合會支所、市町村役場及び農業協同組合その他民間農業団体と連絡してそれぞれの機關の事業又は事業計畫について參與し指導又は援助を行う。

第十一條 改良普及員は農業に關する大學農業試驗場又は新制農業高等學校又は新制中學校等に關しては連絡を密にし特に四Hクラブ等の指導には新制中學校等と連絡協調すること。

第十二條 改良普及員は地區農業普及委員會と特に連絡を密にし地區内の農業改良上の諸計畫及び事業についてはその援助を受ける。尙左記のことについて承認、助言を受け、報告をなすものとする。

- イ 地區内事業計畫の承認
- ロ 事業の進行狀況に對する報告
- ハ 地區内活動に對する助言

第十三條 改良普及員は常に農業技術の修得に務め正直、明朗、勤勉、親切に事業を遂行せしめること。

七

千葉縣條例第五二號

協同農業普及事業條例(昭和二十三年九月千葉縣條例第六十六號)を左の通り改正する

昭和二十四年十一月一日

千葉縣知事 川口 爲之助

協同農業改良事業條例

第一條 農民が農業及び農民生活に關する有益且つ實用的な知識及び技術を取得交換し、これを有効に應用することができるようにするため

縣が農林省と協同して行う農業改良事業の實施はこの條例の定めるところによる。

第二條 縣に縣農業改良委員會(以下縣委員會)と置く。

- 2、縣委員會は、知事の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議する。
 - 一、農業改良事業に關する計画の設定に關すること。
 - 二、專門技術指導に従事する職員(以下專門技術員という)地區に駐在して農業普及事業に従事する職員(以下改良普及員という)その他農業普及事業及び農業試驗研究に従事する主要技術員の任命移動及び解任に關すること。
 - 三、地區の區分及び地區又は市町村における改良普及員の配置數に關すること。
 - 四、農業に關する普及事業計画と試驗研究計画との密接な連關に關すること。
 - 五、前各號に掲げるものの外、農業改良事業に關する重要事項に關すること。

第三條 縣委員會は、前各號に掲げる事項に關し知事に對し意見を述べ又は地區農業改良委員會(以下地區委員會という)に對し助言することができる。

第四條 縣委員會は、會長及び委員十五人で組織する。

第五條 會長は知事をもつて充てる。

- 3、委員は左に掲げる者について知事が委嘱する。
 - 一、地區委員會の委員が農民の中から選舉した者
 - 二、農業教育に従事する者
 - 三、學識經驗のある者

第六條 前項第一號の農民とは、當該地區内の市町村に住所を有し、知事の定める面積の農地について耕作の業務を營む世帯に屬する者で耕作に従事する年齢滿二十年以上のものとする。

第七條 第三項第一號の委員の選舉における選舉區及び定數は別表の通りとしその他當該選舉について必要な事項は知事が定める。

第八條 縣委員會の會長は會務を總理する。

第九條 縣委員會の委員の任期は、三年とする。但し再選を妨げない。

第十條 最初の委員の任期は委員の定數の三分の一を夫々一年、二年、三年とし、各委員の任期は委員會の定めるところにより會長がこれを決定する。

第十一條 補缺委員は前任者の殘任期間在任する。

第十二條 委員には給料を支給しない。

第十三條 委員は職務を行うため必要な費用の支給を受けることができる。

第十四條 地區に地區委員會を置く。

第十五條 前項の地區は知事か縣委員會に諮つて定める。

第十六條 地區委員會は知事の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議する。

- 一、當該地區に駐在する改良普及員の選舉に關すること。

- 二、農業教育に従事する者
- 三、學識経験のある者
- 四、前項第一號の農民とは、當該地區内の市町村に住所を有し、知事の定める面積の農地について耕作の業務を営む世帯に屬する者で耕作に従事する年齢満二十年以上のものとする。
- 五、第三項第一號の委員の選舉における選舉區及び定数は別表の通りとしその他當該選舉について必要な事項は知事が定める。

第四條 會長は會務を總理する。

第五條 縣委員會の委員の任期は、三年とする。但し再選を妨げない。

2、最初の委員の任期は委員の定数の三分の一を夫々一年、二年、三年とし、各委員の任期は委員會の定めるところにより會長がこれを決定する。

3、補缺委員は前任者の残任期間在任する。

4、委員には給料を支給しない。

5、委員は職務を行うため必要な費用の支給を受けることができる。

第六條 地區に地區委員會を置く。

32、前項の地區は知事か縣委員會に諮つて定める。

3、地區委員會は知事の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議する。

一、當該地區に駐在する改良普及員の選考に關すること。

二、前號の改良普及員の勤務する事務所の選定に關すること。

三、前二號に掲げるものの外當該地區における農業普及事業に關する重要事項に關して知事又は縣委員會に對し意見を述べ、又は當該地區に駐在する改良普及員に對し助言することができる。

第七條 地區委員會に會長及び委員を置く。

2、會長は委員の互選による。

3、委員は市町村長が市町村の議會の承認を経て、その市町村内の農家三百戸（三百戸未満の端數があるときは三百戸とする）ごとに一人の割合で農民の中から選定した者及び學識経験者とし三名以内を地區委員會で推薦した者について知事がこれを委嘱する。

第八條 地區委員會の會長は會務を總理する。

第九條 地區委員會の委員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

2、補缺委員の任期は前任者の残任期間とする。

3、委員は無給とする。

4、委員は、職務を行うため必要な費用の支給を受けることができる。

第十條 この條例に定めるものを除く外、縣委員會及び地區委員會に關し必要な事項は規則で定める。

第十一條 専門技術員、改良普及員その他農業改良事業に従事する職員は供出、割當、配給、検査、取締等の行政事務に従事してはならない。

第十二條 知事は、農林大臣と協議して定めるところに従い、専門技術員及び改良普及員の資格の審査又は試験を行い資格者名簿を作成し、専門技術員については縣委員會に改良普及員については縣委員會及び地區委員會に提供しなければならない。

2、専門技術員及び改良普及員は、農林大臣と協議して定める前項の資格を有する者でなければならない。

3、第一項の資格の審査又は試験について必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1、この條例は公布の日から施行する。
- 2、この條例施行の際従前の規定によつて現在在職する縣農業技術普及委員會の委員の任期はそれ〱六年、四年、二年の任期の残存期間にかゝわらず、この條例の定めるところにより引續きそれ〱の任期を有するものとする。

別 表

縣委員會の委員選舉の選舉區及び定數	
第一區	千葉市、千葉郡、市原郡
第二區	木更津市、君津郡
第三區	館山市、安房郡
第四區	夷隅郡、長生郡
第五區	山武郡
第六區	銚子市、海上郡、匝瑳郡
第七區	香取郡
第八區	印旛郡
第九區	市川市、船橋市、松戸市、東葛飾郡

千葉縣農業改良委員選舉規則

(通則)

第一條 協同農業改良事業條例(以下條例と云う)第三條第三項第一號に掲げる者(以下縣委員と云う)の選舉については條例に定めるものの外この規則の定めるところによる。

(選舉權 被選舉權)

第二條 條例第七條の地區委員會の委員は縣委員の選舉權を有する。

2、被選舉權を有する者は、選舉期日現在年令滿二十年以上の者で縣内に住所を有し、その區域内において一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者若しくはその世帯に屬する者とする。

3、禁治産者、準禁治産者及び懲役又は禁固の刑に處せられその執行を終り若しくはその執行を受けることなくするまでの者は被選舉權を有しない。

(選舉事務の管理)

第三條 縣委員の選舉に關する事務は、知事が管理する。

(選舉の時期)

第四條 縣委員の選舉は、これを行うべき事由が生じた日から六十日以内において速やかに行ななければならぬ。

2、前項の事由が生じたときは、知事は選舉の期日を定め、その期日前三十日まで地區委員會に通知すると共にこれを告示しなければならぬ。

(選舉人名簿)

第五條 縣委員の選舉は、知事が選舉期日前三十日現在において調製した選舉人名簿により行う。

2、選舉人名簿は別記(様式第三號)により調製しなければならぬ。

3、選舉人名簿は選舉の期日前二十五日から三日間知事の指定した場所選舉人の縦覧に供し、選舉の期日前二十日に確定する。

4、前項による選舉人名簿縦覧の場所は、縦覧開始の期日前五日までに知事が告示しなければならぬ。

5、選舉人名簿に異議のある關係人は縦覧期間中に限り證據書類を添えて知事にその旨申立てることができる。

6、前項の異議申立のあつたとき、知事は三日以内にこれを決定し、その旨を申立人に通知すると共に告示しなければならぬ。

(選舉長及び選舉立會人)

第六條 知事は、選舉の期日を定めたときは直ちに選舉權を有する者の中から本人の承諾を得て、選舉長及び選舉長故障あるときの代理者を選任しなければならない。

2、選舉長は選舉會に關する事務を任ずる。

3、選舉長は選舉權を失つたときはその職を失う。

第七條 選舉長は本人の承諾を得て選舉權を有する者の中から選舉立會人二人を選任し選舉會に立會せなければならぬ。

(投票)

第八條 縣委員の選舉は、郵便投票による。

2、投票は一人一票に限る。

3、選舉人は自らの投票用紙に縣委員候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封をし、裏面に選舉人の住所氏名を記載し、千葉縣廳内農林部農業改良課宛に郵送しなければならない。

4、投票用紙には選舉人の氏名を記載してはならない。

5、投票は、選舉の當日午後一時までに到達しなければならぬ。午後一時以後に到達した投票は無効とする。

6、郵送を受けた投票は、そのまゝ知事が投票を點検すべき時刻まで保管しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒等の郵送)

第九條 投票用紙及び投票用封筒は別記(様式第一號)により作成し、選舉期日前十五日までに選舉人宛て配達證明をもつて郵便で發送する。

第六條 知事は、選挙の期日を定めるときは直ちに選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、選挙長及び選挙長故障あるときの代理者を選任しなければならない。

2、選挙長は選挙会に關する事務を任ずる。
3、選挙長は選挙権を失つたときはその職を失う。

第七條 選挙長は本人の承諾を得て選挙権を有する者の中から選挙立會人二人を選任し選挙会に立會せなければならない。

第八條 縣委員の選挙は、郵便投票による。

2、投票は一人一票に限る。
3、選挙人は自らの投票用紙に縣委員候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封をし、裏面に選挙人の住所氏名を記載し、千葉縣廳内農林部農業改良課宛に郵送しなければならない。

4、投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。
5、投票は、選挙の當日午後一時までに到達しなければならない。午後一時以後に到達した投票は無効とする。
6、郵送を受けた投票は、そのまゝ知事が投票を點検すべき時刻まで保管しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒等の郵送)

第九條 投票用紙及び投票用封筒は別記(様式第一號)により作成し、選挙期日前十五日までに選挙人宛て配達證明をもつて郵便で發送する。2、前項の用紙及び封筒を郵送するときは、候補者一覽表も同時に送付しなければならない。

(選挙會)

第十條 選挙會は千葉縣廳内で選挙の當日開く。

2、選挙長は選挙の期日前五日までに選挙會を開催する時間を定め知事に報告しなければならない。

第十一條 選挙長は、選挙立會人立會のもとに、投票が選挙當日午後一時までに郵送されたことを確認した後、すべての投票用封筒を開き投票を點検し當選人を定めなければならない。

2、投票の効力は選挙長が選挙立會人の意見を聞いて決定しなければならない。
3、選挙人は、選挙會の參觀を要求することができる。

(投票の無効)

第十二條 左に掲げる投票は無効とする。

一、正規の用紙を用いないもの。

二、候補者の氏名の外他事を記載したもの、但し職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものはこの限りでない。

三、候補者でない者の氏名を記載したもの。

四、二人以上の候補者の氏名を記載したもの。

五、候補者の氏名を自書しないもの。

六、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(候補者)

第十三條 縣委員候補者とならうとする者は、選挙期日の告示があつた日から選挙の期日前十八日までにその旨を選挙長に届け出なければならない。

2、前項の届書には、縣内において一反歩以上の農地につき耕作の業務に従事する者三十人以上の連署による推薦狀及び候補者とならうとする者が縣委員の被選挙権を有することの居住地市町村長の證明書を添えなければならない。

3、候補者の届出は、別記(様式第二號)による文書でこれをしなければならない。

(當選人)

第十四條 有効投票の最多数を得た者をもつて當選人とする。

2、當選人を定めるに當り得票数が同じであるときは選挙會において選挙長がくちで定める。

(選挙録等)

第十五條 選挙長は選挙録を作り選挙會に關する次第を記載し選挙立會人と共に署名しなければならない。

2、選挙録、投票用紙その他選挙關係書類は知事において當該縣委員の任期間保存しなければならない。

(選挙の結果の報告、通知及び告示)

第十六條 當選人が定まつたときは、選挙長は直ちに當選人の住所氏名、得票数、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を知事に報告しなければならない。

2、前項の報告があつたときは、知事は直ちに當選人に當選の旨を通知し、且つ當選人の住所氏名を告示しなければならない。

3、當選人がないときは選挙長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4、前項の報告があつたときは、知事は直ちにその旨を告示しなければならない。

第十七條 第十三條第一項の規定による届出をした者の数がその選挙における委員の定数をこえないときは、投票を行わずその者をもつて當選人とする。

第十八條 左に掲げる事由が生じた場合においては、知事が期日を定めて選挙を行わなければならない。

一、當選人がないとき。

二、當選人がなくなつたとき。

三、委員に欠員を生じたとき。

(異議の申立)

第十九條 選挙人又は候補者は、選挙又は當選の効力に關し異議があるときは、選挙の期日當選に關しては、第十六條第二項の規定による告示の日から十四日以内に知事に對しこれを申立てることができる。

2、前項の申立があつたときは知事は速やかにこれを審査し決定をしなければならない。

3、前項の規定による決定は文書を以つてし理由を附けて申立人に交付するとともにその要旨を告示しなければならない。

(選挙の無効)

第二十條 選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれのある場合に限り知事はその選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する

2、昭和二十三年十二月三日千葉縣規則第三十號農業技術普及委員選挙規則は廢止する。

別 記

様式第一號

投票用紙

注 意

- 一、候補者の氏名は欄内に一人書くこと
- 一、候補者でない者の氏名は書かないこと

千葉縣農業改良委員選挙投票用紙

投票用封筒

面 表

千葉市千葉縣廳
 農業改良課内
 第 第 選挙區選挙長殿
 投票在中
 ↑……………(朱書のこと)

面 裏

選挙人
 住所
 氏 名
 年 月 日

様式第二號

投票用紙

注意

- 一、候補者の氏名は欄内に一人書くこと
- 一、候補者でない者の氏名は書かないこと

千葉県農業改良委員選挙投票用紙

様式第二號

千葉県農業改良委員選挙候補者届

選挙区 第何区

委員候補者 氏名

職業

本籍 何縣何郡(市)何町(村)大字何何番地

住所 //

生年月日 何年何月何日

選挙 昭和何年何月何日執行の千葉県農業改良委員選挙

右の通り立候補を届け出ます

昭和何年何月何日

選挙長 氏名殿

様式第三號

番号	選挙人の属する地区農業改良委員會の名稱	住所	氏名	生年月日	備考

備考 (表紙) 名簿の表紙及び巻末には左の通り記載しなければならない。

昭和何年何月何日

千葉県農業改良委員選挙人名簿

千葉県 縣

(巻末) この千葉県農業改良委員選挙人名簿は昭和何年何月何日から何日間何の場所において縦覧させ昭和何年何月何日をもって確定したものである。 千葉県知事 氏名 印

投票用封筒

面表

千葉市千葉縣廳
農業改良課内
第 選挙区選挙長殿
投票在中 ↑……………(朱書のこと)

面裏

選挙人 住所 氏名

年 月 日

昭和二十四年六月

千葉縣農業改良諸規程

農業改良課

第一章	農業改良助長法	一
第二章	協同農業普及事業條例	一九
第三章	農業技術普及委員選舉規則	一四
第四章	委員會規程	一四
	(一) 農業技術普及委員會規程	一四
	(二) 地區農業技術普及委員會規程	一五
	(三) 千葉縣農業普及技術職員資格試驗委員會規程	一六
第五章	地區展示施設・置要項	一七
第六章	映寫機及び映寫用フィルム貸出規定	一八
第七章	地區事務所の名稱及び所在地及び地區區分	二一
	(一) 地區事務所の名稱及び所在地	二一
	(二) 地區の區分	二四
第八章	千葉縣地區農業改良普及事務所規程	二七
第九章	四日クラブ活動指定市町村設置要領	二八
第十章	四日クラブ組織要領	二九
第十一章	生活改良普及事業要綱	三六
	生活改良基本方針	四一
	生活改良指定村	四三
	農業技術協會千葉縣支部規約	四五
	農業技術功勞章設置規定	四七
	千葉縣連合農事研究會規約	四八

第一章 農業改良助長法

第一章 總 則

(法律の目的)

第一條 この法律は、能率的な農法の發達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ實用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。

2 この法律は、蠶糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章 農業に関する試験研究の助長

(助成の基準)

第二一條 政府は、農業に関する諸原理及びその應用に関する科學的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣及びその他の試験研究機關に對し補助金又は委託金（以下本章中資金という）を交付する。

2 前項の資金は、農業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して適當と考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接關係し、國の農業事情からみて緊要と認められ、且不必要に重複していないものを助長するために交付されなければならない。

3 本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機關の數は、いずれの年度においても、全國を通じて七十五を超えることはできない。

4 農業に関する都道府縣の試験場以外の試験研究機關における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の總額の二割を超えてはならない。

(農林大臣の任務)

第三條 農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機關における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を高め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すと共に、隨時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他この

法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

(助成の申請)

第四條 本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計畫書及び経費見積書並びに過去一箇年間に於ける農業に關する試験研究の實績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の實績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割當の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割當の決定を受けることができない。

(資金の割當)

第五條 農林大臣は前條の提出書類を審査の上、都道府縣又はその他の試験研究機関別に、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた豫算の範圍内において、事業を指定し事業別に資金の割當を決定しなければならない。但し、豫算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、豫算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

(助成の承諾)

第六條 都道府縣又はその他の試験研究機関は、前條の規定により割當の決定を受けこれを承諾するときは、その割當決定に基いて實施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

(計畫の変更)

第七條 都道府縣又はその他の試験研究機関が承諾書を提出した後、前條各號の書類に記載した事項に重要な變更を加えようとするときは、豫め農林大臣の承認を受けなければならない。

(資金の流用禁止)

第八條 本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問はず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間には流用してならない。

(資金の還付)

第九條 農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試験研究機関が左の各號の一に該當するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 前二條の規定に違反したとき。

二 支出額が豫算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府縣又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正當な理由がないのに還付しないときは、當該都道府縣又はその他の試験研究機関に對する資金の割當又は交付をしない。

(收支決算書)

第十條 本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試験研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第十一條 農林大臣は、毎年度、都道府縣又はその他の試験研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて實施した事業と農業に關する國立の試験研究機關の試験研究事業とを檢討整理しなければならない。

2 農林大臣は、前項の檢討整理の結果及び本章の目的のために定められた豫算の支出額の年次報告書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四號）第四十條の規定により歳入歳出決算の添付書類として國會に提出するものとする。

(異議の申立)

第十二條 農林大臣は、二年以上繼續して資金を交付することを承認した試験研究事業につき、その繼續に必要な豫算が成立している場合において、都道府縣又はその他の試験研究機關が左の各號の一に該當することを事由として當該資金の割當又は交付をしないときは、その事實及び事由を運帶なく内閣總理大臣に報告すると共に當該都道府縣又はその他の試験研究機關に通知しなければならない。

四

- 一 第四條第二項の承認がないこと。
- 二 第九條第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正常な理由がないこと。
- 三 提出した事業計画の内容が不適當であること。
- 2 前項の通知を受けた都道府縣又はその他の試験研究機關は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣總理大臣に對し異議の申立をすることができる。
- 3 内閣總理大臣は前項の異議の申立があつたときはその申立を受けた日から一箇月以内にその當否を決定しなければならない。異議の申立を正當と認める決定があつたときは、農林大臣は、當該資金の割當又は交付をしなければならない。
- 4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不當と認める決定があつた場合には、當該資金を他の都道府縣又はその他の試験研究機關に割り當てることのできる。

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助長の目的)

第十三條 政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ實用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるように、都道府縣が農林省と協同して行ふ農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣に對し補助金を交付する。

- 2 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府縣以外の團體によつて支持されている普及事業打切り又は退歩させる意圖があると解すべきではなう。

(協同農業普及事業)

第十四條 本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に對し農業及び農民生活の改善に関する教示及び實地展示をすることをいう。

- 2 前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府縣とが協議して定める方針に従つてこれを實施するものとする。

(助成の申請)

第十五條 本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣は毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び經費見積書並びに過去一箇年間における普及事業の実績報告書と共に、農林大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣が本章の規定により次年度の補助金の割當の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割當の決定を受けることができない。

(補助金の割當)

第十六條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章目的のために定められた豫算の範囲内において、左の各號の規定に従い、都道府縣別に補助金の割當を決定しなければならない。但し、豫算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、豫算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

- 一 當該豫算總額の四割五分は、各都道府縣の農業人口に應じて各都道府縣に配分する。
- 二 當該豫算總額の四割五分は、各都道府縣の耕地面積に應じて各都道府縣に配分する。
- 三 當該豫算總額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難

である都道府縣及び農業の發展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府縣に配分する。

- 2 前項第一號及び第二號の規定により都道府縣に配分される補助金の額が、當該都道府縣において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府縣費倍額を超えるときは、その超える部分については、當該都道府縣はこれを受領することができない。

(助成の承諾)

第十七條 都道府縣は、前條の規定により割當の決定を受けこれを承諾するときは、その割當決定に基いて實施する旨の承諾書を送滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業實施計画書 二 收支豫算書

(計画の変更)

第十八條 都道府縣が承諾書を提出した後、前條各號の書類に記載した事項に重要な變更を加えようとするときは、豫め農林大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の流用禁止)

第十九條 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の經營、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の還付)

第二十條 農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣が左の各號の一に該當するときは、補助金の全部又は

- 一部の還付を命ずることができる。

一 前二條の規定に違反したとき。 二 支出額が豫算額に比し減少したとき。

2 農林大臣は、都道府縣が前項の規定により還付を命ぜられた場合正當な理由がないのに還付しないときは、當該都道府縣に

對する補助金の割當又は交付をしない。

(收支決算書)

第二十一條 本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第二十二條 農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた豫算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて實施した事業の結果の年次報告書を作成しこれを大藏大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十條の規定による歳入歳出決算の添付書類として、國會に提出するものとする。

(異議の申立)

第二十三條 農林大臣は、都道府縣が左の各號の一に該當することを事由として第十六條第一項第一號及び第二號の規定による補助金の割當又は交付をしないときは、その事實及び事由を送滞なく内閣總理大臣に報告すると共に當該都道府縣に通知しなければならない。

一 第十五條第二項の承認がないこと。

二 第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正當な理由がないこと。

2 前項の通知を受けた都道府縣は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣總理大臣に對し異議の申立をすることができる。

3 内閣總理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその當否を決定しなければならない。異議の申立を正當と認める決定があつたときは、農林大臣は、當該補助金の割當又は交付をしなければならない。

4 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不當と認める決定があつた場合には、當該補助金を不要額とする。

附 則

第二十四條 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。
第二十五條 第四條第一項及び第十五條第一項に規定する書類の提出に關しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかかわらず農林大臣の指示するところによるものとする。

2 第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十六條 第五條及び第十六條第一項中割當の期日に關する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十七條 第十六條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十八條 産業試験費講習費國庫補助法（明治三十九年法律第九號）はこれを廢止する。

大藏 大臣 北 村 徳 太 郎
農林 大臣 永 江 一 夫
内閣總理大臣 芦 田 均

第二章 千葉縣協同農業普及事業條例

第一條 農業改良助長法に基いて、縣が農林省と協同して行ふ農業普及事業（以下普及事業という）の實施はこの條例の定めるところによる。

第二條 縣に農業技術普及委員會（以下縣委員會という）を置く。

2 縣委員會は知事の監督に屬し、普及事業に關する重要事項を調査審議する。

3 縣委員會は、普及事業に關する重要施策に關して、知事又は地區農業技術普及委員會（以下地區委員會という）に對して助言をすることができる。

第三條 縣委員會に、會長及び委員九人を置く。

2 會長は、知事をもつてこれに充てる。

3 委員は、左に掲げる者について知事がこれを任命する。

- 一、地區委員會の委員が當該地區内の農民の中から選舉した者五人
- 二、農業教育に従事する者。 一 人
- 三、學識経験のある者。 三 人

4 前項第一號の農民とは、當該地區内の市町村の區域内に住所を有し、知事の定める面積の農地について耕作の業務を營む世帯に屬する者で耕作に従事する年齢滿二十年以上のものとする。

5 第三項第一號の委員の選舉における選舉區及び定数は別表の通りとする。

6 前各項に規定するものの外、第三項第一號の委員の選舉について必要な事項は知事がこれを定める。

第四條 縣委員會の委員の任期は六年とする。但し再選を妨げない。

2 最初の委員の任期は、委員の定数の三分の一を夫々二年、四年、六年とし、各委員の任期は委員會の定めるところにより

- 会長がこれを決定する。
- 3 補缺委員は前任者の残存期間在任する。
- 4 委員には給料を支給しない。
- 5 委員は職務を行うため必要な費用の辨償を受けることができる。
- 第五條 地區に地區委員會を置く。
- 2 地區委員會は知事の監督に屬し、當該地區の協同普及事業に關する重要事項を調査審議する。
- 3 地區委員會は、當該地區に屬する農業の重要問題に關し、縣委員會又知事に對し、意見を具申し、又は農業普及技術員、(以下普及技術員という)に對し、助言することができる。
- 4 第一項の地區は知事がこれを定める。
- 第六條 地區委員會に會長及び委員を置く。
- 2 會長は、委員の互選による。
- 3 委員は、市町村長が市町村の議會の承認を経て、その市町村内の農家三百戸(三百戸未滿の端數があるときは三百戸とする)ごとに一人の割合で、農民の中から選定した者について知事がこれを任命する。
- 4 前項の農家とは第三條第四項の世帯をい、農民とは、同項の農民をいう。
- 第七條 委員の任期は一年とする。但し後任者が任命されるまでの間はなおその職務を行う。
- 2 委員は再選を妨げない。
- 3 委員には給料を支給しない。
- 4 委員は職務を行うため必要な費用の辨償を受けることができる。
- 第八條 協同農業普及事業に従事させるため、縣に専門技術員、普及技術員その他必要な職員を置く。
- 2 知事は、農林省と協議するところに従い、技術員の資格試験を行い、資格者名簿を作製し、その寫を縣委員會及び地區委員會に提供しなければならない。
- 3 専門技術員及び普及技術員は技術吏員とし、前項の資格を有する者の中から知事がこれを任命する。但し、普及技術員は當該地區委員會が、資格者名簿の中から選考した者の中から任命しなければならない。

4 知事は、専門技術員及び普及技術員について任命、解任又は勤務地の變更を行おうとするときは、縣委員會に通知をしなければならぬ。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

(別紙)

農業技術普及委員會委員の選舉區及び定數

第一區	千葉市、木更津市、千葉郡、市原郡、君津郡	一人
第二區	館山市、安房郡、夷隅郡	一人
第三區	長生郡、山武郡	一人
第四區	銚子市、香取郡、海上郡、匝瑳郡	一人
第五區	市川市、船橋市、松戸市、印旛郡、東葛飾郡	一人

第三章 農業技術普及委員選舉規則

(目的)

第一條 協同農業技術普及事業條例(以下條例という)第三條第三項第一號の委員會の選舉は條例の定むるものの外この規則の定めるところによる。

(選舉及被選舉權)

第二條 地區農業普及委員會(以下地區委員會という)の委員は縣農業技術普及委員會の委員(以下普及委員という)の選舉權を有する。

2 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七號)第二十條の規定は普及委員の選舉の被選舉權にこれを援用する。

第三條 普及委員の選舉は條例で定めた選舉區においてこれを選舉する。

(選挙人管理及期日)

- 第四條 普及委員の選挙に關する事務は縣の選挙管理委員会がこれを管理する
- 2 普及委員の選挙はこれを行うべき事由が生じた日から八十日以内において速かに行ななければならない。
 - 3 選挙の期日は縣の選挙管理委員会がこれを定めその期日前二十日までに地區委員会に通知するとともにこれを告示しなければならない。

(選挙人名簿)

- 第五條 普及委員の選挙は普及委員選挙人名簿(以下名簿という)によりこれを行う。
- 2 名簿には地區委員の氏名、住所、年令及生年月日を記載しなければならない
 - 3 名簿は縣の選挙管理委員会が正副二通を調製しその一通を選挙の期日前五日までに地區委員会に送附の日から三日間關係人の從覽に供さなければならない。
 - 4 名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは關係人は當該名簿の從覽期間内に縣の選挙管理委員会に對して理由書及證據を具えて名簿の修正を請求することが出来る
 - 5 縣の選挙管理委員会は前項の請求を正當と認めるときは直ちにその名簿を修正しその旨を請求人に通知しなければならない

(投票區及び投票所)

- 第六條 投票區は選挙區の區域による。但し縣の選挙管理委員会が必要と認めるときは選挙區の區域を分けて數投票區を設けることができる。
- 2 縣の選挙管理委員会は投票の場所(以下投票所という)を指定しこれを選挙の期日前五日までに地區委員会に通知するとともに告示しなければならない。
 - 3 投票所は午前八時に開き午前十二時にこれを閉ぢる。

(投票管理者)

- 第七條 縣の選挙管理委員会は選挙權を有するもの以外のものうちから投票管理者を選任する。
- 2 投票管理者は投票に關する事務を擔任する。

(投票票)

- 第八條 縣の選挙管理委員会は選挙權を有する者のうちから投票立會人三人を選任しなければならない
- 2 選挙人は疾病その他やむを得ない事由があるときは配偶者又は同居の親族で年令滿二十年以上の者により代理投票を行うことが出来る。
 - 3 前項の規定により代理投票を行おうとする者は投票の際投票を代理する旨を記載した證書を投票管理者に提出しなければならない前各號に定めるものの外普及委員の選挙の投票は地方自治法第三十條第十一項、第三十一條第一項及第四項、第三十三條、第三十六條第一項及第三十七條(衆議院議員選挙法第二十一條から第二十三條まで及び第二十八條に關する部分を除く)並びに同法施行令第三十一條及び第五十一條の規定に準じてこれを行う。

(開票)

- 第九條 開票區は第三條の選挙區の區域による
- 2 普及委員の選挙の開票の事務は選挙會の事務と合せてこれを行う
- (選挙長及び選挙立會人)
- 第十條 第七條及第八條第一項の規定は選挙及選挙立會人にこれを準用する。

(選挙會)

- 第十一條 普及委員の選挙の開票及び選挙會は前二條に定めるものの外地方自治法第三十八條第一項本文第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第二項及第四十四條(衆議院議員選挙法第四十八條、第五十條、第五十一條及び第五十四條第一項に關する部分に限る)第四十七條、第四十八條第二項第四十九條第一項及び第二項第五十條から第五十二條まで並に同法施行令第五十五條第五十七條第六十三條及び第六十七條第一項の規定に準じてこれを行う。この場合において「開票管理者」とあるのは「選挙長」に「市町村選挙管理委員会」とあるのは「縣の選挙管理委員会」に「議員又は長の任期間」とあるのは「普及委員の任期間」とそれぞれ読み替えるものとする。

(候補者)

- 第十二條 候補者とならうとするものは選挙の期日前十五日までに當該地區の農民三十人以上の者の連署による推薦書を添えてその旨を選挙長に届け出なければならない。
- (當選人)

第十三條 普及委員の選挙の当選人の決定までは地方自治法第五十五條第一項本文及び第二項第十七條第五十九條第六十條第一項及び第二項並びに第六十一條第一項の規定に準じてこれを行う。

(再選挙)

第十四條 左に掲げる事由が生じた場合においては縣の選挙管理委員会は選挙の期日を定めてこれを地區委員会に通知するとともに告示し更に選挙を行はせなければならぬ。

一、當選人がないとき、又は當選人が普及委員の定数に達しないとき。

二、當選人が當選を辭したとき又は死亡者であるとき。

三、當選人が當選を失つたとき。

四、第十五條による異議の申立の結果當選人がなくなり又は定数に達しなくなつたとき。

(異議の申立)

第十五條 選挙人又は候補者は選挙又は當選の効力に關し異議があるときは選挙に關しては選挙の日當選に關しては當選人の告示の日から十四日以内に縣の選挙管理委員会に對してこれを申立てることができる。

2 前項の申立に對する決定は文書をもつてこれをなし理由を附けてこれを申立人に交付するとともにその要旨を告示しなければならぬ。

第四章 委員会規程

(一) 農業技術普及委員会規程

第一條 農業技術普及委員会(以下委員会という)は委員總数の三分の二以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第二條 委員会はこれを公開する。但し出席委員の三分の二以上の議決をもつて秘密會とすることができる。

第三條 会長は、會務を總理する。

2 會長に事故があるときは會長の指名するものがその職務を代理する。

第四條 委員会は毎月一回これを開く、但し會長が必要と認めたとときは臨時にこれを招集することができる。

2 委員会において議決した事項はこれを知事に報告しなければならぬ。

第五條 委員会の議事録は會長が指名する委員の代表二人の捺印を必要とする。

第六條 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は縣吏員のから知事がこれを任命する。

3 幹事は會長の命を受けて庶務を整理する。

第七條 委員会に書記若干人を置く。

2 書記は縣吏員の中から知事がこれを任命する。

3 書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は告示の日からこれを施行する。

(二) 地區農業技術普及委員会規程

地區農業技術普及委員会(以下委員会という)はこれを公開する。但し出席委員が三分の二以上の賛成をもつて秘密會とすることができる。

第二條 委員会は委員總数の三分の二以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 地區委員会の議事は出席委員の多数決でこれを決する。

第三條 会長は會務を總理する。

2 會長に事故があるときは會長の指名する委員がその職務を代理する。

- 3 会長は委員会を招集し議決した事項はこれを地方事務所長を通じ知事に報告しなければならない。
- 第四條 委員会に幹事二人及び書記一人を置く。
 - 2 幹事は会長が地方事務所職員及び地區委員の中から夫々一名これを委嘱し庶務を整理する
 - 3 書記は當該地區内駐在の改良普及員のうちから会長がこれを委嘱し庶務に従事する

附 則

この規程は告示の日からこれを施行する。

(三) 千葉縣農業普及技術職員資格試験委員會規程

- 第一條 千葉縣農業技術普及職員資格試験委員會（以下委員會という）は協同農業普及事業條例第八條の規程による農業技術普及職員の資格試験及び資格認定に関する事務を行う。
- 第二條 委員會の行うべき事項は次の通りとする。
 - 1 受験志願者の資格審査
 - 2 資格試験官の推薦
 - 3 資格試験施行上必要な事項の審議決定
 - 4 合格、不合格の判定（判定に當つては、試験官の意見を徴するものとする）
 - 5 無試験有資格者の資格申請に對する審査
 - 6 知事の諮問に對する答申
 - 7 其の他必要な事項についての調査審議
- 第三條 委員會は委員六人をもつて組織する。
- 第四條 委員は、左に掲げる區分に從い知事が農業技術普及委員會に諮つてこれを任命し又は委嘱する

- 1 農業に関する試験、研究、教育及び普及事業に従事し又は従事したことがあるもの 五人。
 - 2 一般の學識経験のあるもの 一人。
- 第五條 委員の任期は一年とし再任を妨げない。
- 2 補欠委員は前任者の残存期間在任するものとする。
- 第六條 委員會は委員長を置く
- 2 委員長は委員の互選とし會務を總理する。委員長に事故あるときは、委員長し指命する委員その職務を代理する。
- 第七條 委員會に幹事、書記若干名を置く
- 2 幹事及び書記は縣廳吏員から知事がこれを任命する。
 - 3 幹事及び書記は委員會の事務を行う。

第五章 地區展示施設々置要項

- 一、農業改良普及事業の目的達成のため縣内各地區に必要な委託展示施設を設置する
- 二、展示施設を希望する場合は地區委員會が別に定める様式により知事に申請しなければならない
- 三、展示施設の設置に當つては三月以前に第二項の申請書と共に位置、担当者、種類、面積、設計等を知事に報告しなければならない。
- 四、展示施設を指定された場合は必要な經費又は資材等の一部又は全部を縣で負担又は斡旋する場合がある
- 五、展示施設に指定されたものは、一般農民の參觀をゆるし、且つその便宜を與へなければならぬ
- 六、展示施設中農作物は一種類につき一ヶ所三畝以上の面積を有するものでなければならぬ
- 七、展示施設は終了後その成績を知事に報告をしなければならぬ
- 八、展示施設に於て收穫されたもの又は増殖されたもの等についてはその處分を縣と協議の上行わなければならない

3 会長は委員会を招集し議決した事項はこれを地方事務所長を前に印紙を報告し

千葉県訓令才四十号

千葉県地区農業改良普及事務所規程（昭和二十四年）

千葉県訓令才二十七号の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月七日

千葉県知事職務代理者

千葉県副知事

柴田 崑

才三条を次のように改める。

才三条 事務所に所長を置く。

才四条中「主任」を「所長」に改め、同条を才五条に、才五

条を才六条とし、才三条の次に次の一条を加える。

才四條 所長は知事の命を受け、事務を掌理し、部下

職員を指揮監督する。

第 第

第 21
第 22
第 23
第 24
第 25
第 26
第 27
第 28
第 29
第 30
第 31
第 32
第 33
第 34
第 35
第 36
第 37
第 38
第 39
第 40

七、展示施設は終了後その成績を知事に報告をしなければならない

八、展示施設に於て收穫されたもの又は増殖されたもの等についてはその處分を縣と協議の上行ななければならない

九、展示施設は理由なく中止し、又は第五項の目的に副わないと認められるときは交付した経費又は資材の一部或ば全部を知事が返還を命ずることがある。

地区展示施設設置申請書

地区展示施設設置要項の第二項に基き當地に於て〇〇の展示施設を設置したいから展示計画書を副へて申請する

昭和二十四年 月 日

部 地区

〇〇地区委員長

千葉縣知事 川口 爲之助殿

第六章 映寫機及び映寫用フィルム貸出規定

- 一、農業改良課に十六耗及三十五耗發聲映寫機及びフィルムを設置し農業改良普及事業を廣く農村に浸透せしめる目的をもつて第二項以下に掲げる條項によつてこれを貸出す。
- 二、第一項の目的により貸與を受ける事の出来るものは地区農業改良普及事務所、各種學校、公民館、市町村役場、四日クラブ及び農業に關する民間團體とする。
- 三、貸出しを受けようとする者は使用一週前前に別に定める借用書を添へて知事に申請しその許可を受けなければならない。
- 四、映寫機及びフィルムは一回の貸出期間を最大五日間とし五日を超過する場合はその理由を副へて再び申請しなければならない。
- 五、貸出された映寫機及びフィルムの操作は映寫機免許証所持者が行うものでなければならない。

- 六、映寫機及びフィルムの貸與は無償とする。但し運搬及び使用中の破損修理、紛失等に於ては借受人に於てその全部を辨償するものとする。
- 七、借受人は借用物品の返済に當つて映寫實施成績報告書(別紙)を副へて提出しなければならない。
- 八、本規定に従つて借用した機械又はフィルムを使用した映寫會は支障を生じた時際はその責任を負はない。
- 九、借受人は本規定に違反し又その主旨に違反した行爲があつたと認められた時は貸出を中止し以後の貸出しを行わないものとする。

映寫機 貸出 申込書

住所

責任者

下記の通り貸出申込を致します

使用場所	
使用期間	昭和 年 月 日より 月 日まで 日間
上映目的	
入場料等徴收の有無	
主催団体名及所在地	
観覽者の種類	老人 壯年 青年 少年

映寫技師名	
映寫機免許証寫番號	

映畫上映報告

住所 責任者

一	映畫題名				
二	團體名				
三	上映月日			上映回数	
四	觀者數	老人男 名	壯年男 名	青年男 名	青年女 名
五	フィルムの状態			上映場所	
六	受取月日			返却月日	

觀覽報告

- 一、映寫後この映畫については何か協議討論したか
- 二、若し批評があればどんな批評であつたか
- 三、この映畫を上映して何か他に活動反響が起つたか
- 四、この團體がこの映畫以外の題材について希望があれば記入すること

第七章 地區事務所の名稱及び所在地及び地區區分

(一) 地區事務所の名稱及び所在地

昭和二十四年五月六日

千葉縣知事 川 口 爲 之 助

地區の名稱	事務所の名稱	位 置
千葉郡第一地區	千葉郡第一地區農業改良普及事務所	譽田村役場内
第二地區	第二地區	千葉市都町千葉市農業協同組合都支所内
第三地區	第三地區	津田沼町農業協同組合内
市原郡第一地區	市原郡第一地區農業改良普及事務所	牛久町役場内
第二地區	第二地區	五井町生産農協聯市原支所内
第三地區	第三地區	八幡町農業協同組合内
君津郡第一地區	君津郡第一地區農業改良普及事務所	湊町敷馬
第二地區	第二地區	大貫町岩瀬八〇二九ノ二 電話二九番
第三地區	第三地區	小糸村大井戸農業協同組合内
第四地區	第四地區	木更津市祇園五二七 (元清川村役場内)
第五地區	第五地區	小櫃村役場内

775613

一一一

安房郡第一地區	安房郡第一地區農業改良普及事務所	館山市農業協同組合内
第二地區	〃	千倉町役場内
第三地區	〃	國府村役場内
第四地區	〃	和田村役場内
第五地區	〃	岩井町農業協同組合内
第六地區	〃	主基村農業協同組合内
夷隅郡第一地區	夷隅郡第一地區農業改良普及事務所	總野村役場内
第二地區	〃	大原町大原農業協同組合内
第三地區	〃	國吉町國吉農業協同組合内
長生郡第一地區	長生郡第一地區農業改良普及事務所	長生郡茂原町上林一四四
第二地區	〃	長生郡藤南町役場内
第三地區	〃	關村役場内
第四地區	〃	生產連長生支所内
山武郡第一地區	山武郡第一地區農業改良普及事務所	東金町東金農業協同組合内
第二地區	〃	大網町大網農業協同組合内
第三地區	〃	成東町成東役場内
第四地區	〃	綠海村綠海村役場内
第五地區	〃	二川村二川村役場内
匝瑳郡第一地區	匝瑳郡第一地區農業改良普及事務所	八日市場町萬町
第二地區	〃	吉田村協同組合内
第三地區	〃	八日市場町萬町

海上郡第一地區	海上郡第一地區農業改良普及事務所	海上郡旭町ノ六二七 旭町農業協同組合内
第二地區	〃	銚子市銚子市役所内
香取郡第一地區	香取郡第一地區農業改良普及事務所	昭榮村 生産農業協同組合昭榮農場内
第二地區	〃	佐原町 佐原町農業協同組合内
第三地區	〃	多古町 生産農業協同組合連合會多古農場
第四地區	〃	笹川町笹川生産農業協同組合連合會笹川農場内
第五地區	〃	生産連笹川農場内
第六地區	〃	八街町協同組合内
印旛郡第一地區	印旛郡第一地區農業改良普及事務所	佐倉町協同組合内
第二地區	〃	大森町協同組合内
第三地區	〃	安喰町役場内
第四地區	〃	綜合種畜場内
第五地區	〃	
東葛飾郡第一地區	東葛飾郡第一地區農業改良普及事務所	船橋市農業協同組合内
第二地區	〃	行徳町農業協同組合内
第三地區	〃	流山町役場内
第四地區	〃	柏町役場内
第五地區	〃	野田町清水九〇七
第六地區	〃	川間村農業協同組合内

一一一

775613

(二) 地區の區分

郡地區	地區名	町村數	町村名	農家戸數	耕地面積	地區定員數
千葉郡	第一區	五	生濱町、樺名町、譽田村、白井村、更科村	三一四三戸	二九三七二反	一四
	第二區	一市	千葉市	三三二一〇	三七〇二一	一一
	第三區	七	幕張町、續橋町、津田沼町、二宮町、白鳥村、睦町、大和田町	四〇四七	四二四〇一	一六
市原郡	第一區	九	山崎町、里見村、高瀧村、平三村、白鳥村、鶴舞町、牛久町、戸田村、内田村	四二二三	三九二八九	一九
	第二區	五	姉崎町、千種村、東海村、海上村、五井町	三五五五	三〇三七一	一三
	第三區	七	養老村、市西村、市東村、濕津村、市原村、八幡町、菊間村	三七四六	四〇三三三	一六
君津郡	第一區	六	環谷村、竹岡村、天神山村、湊町	一九七〇	一六七二六	一〇
	第二區	六	佐貫町、大貫町、富津町、青堀町	二八五九	二四四六〇	一二
	第三區	七	飯野村、貞元村	三二四九	二七四〇六	一四
	第四區	一市	木更津市、長浦村、中村、中郷村	五三三二	五二四〇七	一二
	第五區	七	龜山村、松丘村、久留里村、小櫃村、馬來田村、平岡村、富岡村	五〇八一	四三八一七	七九
安房郡	第一區	六	館山市、西岬村、神戶村、富崎村、長尾村、白濱町、七浦村、千倉町	四一三一	二四五二一	一九
	第二區	五	健田村	二七一二	一〇〇六四	一一
	第三區	五	館野村、九重村、稻都村、笠府村	一八九〇	一五八五六	九

二四

郡地區	地區名	町村數	町村名	農家戸數	耕地面積	地區定員數
夷隅郡	第一區	七	興津町、上野村、老川村、總元村、勝浦町、總野村	三八九三	二八三六九	一七
	第二區	七	布施村、御宿町、浪花村、大原町	三三九九	二二七四一	一五
	第三區	八	東村、中川村、大多喜町、上瀧村、國吉町、千町村、瑞澤村、吉澤村	四二二二	三八四六〇	一八
長生郡	第一區	七	大東村、東浪見村、一宮町、土陸村、八積村、高根村、一松村	三五九四	三四六七四	一五
	第二區	六	東村、西村、鷹南町、水上村、豊榮村、日吉村	二九七九	二七三七七	一四
	第三區	五	白濁町、東郷村、關村、南白亀村、豊岡村	二五三六	二九五七六	一〇
	第四區	八	茂原町、豊田町、本納町、長柄村、二宮本郷村、新治村、鶴枝村、五郷村	三四六三	三六三六三	一六
山武郡	第一區	七	東金町、丘山村、大和村、正氣村、豊海村、片貝町、豊成町	四〇四四	四〇〇八五	一七
	第二區	七	大網町、土氣町、瑞穂村、山邊村、白里町、福岡村、増穂村	三六一二	四一四三四	一六
	第三區	七	成東町、公平村、大宮村、源村、日吉村、睦岡村、南郷村	三八三三	四三二一八	一七
	第四區	五	緑海村、鳴濱村、大平村、蓮沼村、上塚村	二七六四	二八五五一	一二
	第五區	六	二川村、松尾村、豊岡村、大郷村、千代田村、横芝町	三五〇五	四二九五〇	七六
匝瑳郡	第一區	六	東陽村、須賀村、共興村、野田村、榮村、白濱村	三〇六六	三二五五五	一三

二五

775613

東葛飾郡	第一區	一市	船橋市、鎌ヶ谷村	二五八八	二八五五九	八三	一〇
〃	第五區	六	久住村、公津村	三八三九	五九二二七		一七
〃	第四區	六	八生村、本埜村、布鎌村、安喰町	三八四四	四一七四六		一六
〃	第三區	六	木下町、宗徳村、船穂村、大森町	三〇五〇	三八五九四		一四
〃	第二區	七	阿蘇村、志津村、千代田町、白井町、佐倉町、酒々井町、根郷村	四二九四	四一七七〇		一九
印旛郡	第一區	五	八街町、川上村、彌富村、旭村	四〇九四	五七五一		一七
〃	第六區	五	神代村、橋村、豊里村、東城村	三〇一一	三九三二七	八三	一四
〃	第五區	六	八都村、森山村、小見川村、神里村、豊浦村、良文村	二四四一	二六七六六		一〇
〃	第四區	五	萬歳村、中和村、府馬町、山倉村	三〇八一	三九二三八		一二
〃	第三區	六	多古町、中村、常盤村、栗源町、東條村、久賀村	三一九九	三六一五二		一四
〃	第二區	七	香西村、香取町、佐原町、新島村、東大戸村、津宮村、大倉村	三九一二	四八四二六		一七
香取郡	第一區	八	昭榮村、大須賀村、米澤村、小御門村、滑河町、神崎町、瑞穂村、高岡村	三五五三	四七一九四		一六
〃	第二區	三市	鏡子市、豊岡村、船木村、権柴村	二七〇七	二六九二七	二六	一二
海上郡	第一區	八	嚶鳴村、瀧里村、鶴巻村、旭町、飯岡町、三川村、矢指村、富浦村	五九四三	六七七二一		一五
〃	第三區	六	南條村、豊榮村、匠瑛村、日吉村	九八八	一〇七〇六	三四	九
〃	第二區	六	豊和村、八日市、堀町、椿海村、共和村、平和村、豊畑村	二一一八	二二一八七		一二

第八章 千葉縣地區農業改良普及事務所規程

第一條 千葉縣地區農業改良普及事務所は（以下事務所という）農業改良助長法の目的を達するため左の事業を行う。

- 一 農業技術の普及に關すること。
- 二 地區農業改良普及委員會に關すること。
- 三 四日クラブに關すること。
- 四 農村生活改善の指導に關すること。
- 五 農事研究團體に關すること。

第二條 事務所左の職員を置く。
技 師 若干人
雇 員 若干人

第三條 前條の職員の内上席のものをもつて主任とする。

〃	第二區	一市	浦安町、南行徳町、行徳町、市川市、大柏村	三六六六	二四八六二		一五
〃	第三區	二市	松戸市、小金町、流山町	三〇二七	三四五三四		一二
〃	第四區	八	土村、柏町、風早村、手賀村、富勢村、湖北村、我孫子町、布佐町	四四三七	四三六八九		一八
〃	第五區	七	八木村、新川村、田中村、福田村、梅郷村、旭村、野田町	四二五六	三九〇四二		一八
〃	第六區	五	七福村、川間村、木間ヶ瀬村、二川村、關宿町	二八三九	二六五八七	八五	一二

第四條 主任は毎月の事業実施状況を別に定める様式により翌月十日までに知事に報告しなければならない。
第五條 この規程に定めるものの外事務處理については縣處務規程を準用する。

附 則

この訓令は昭和二十四年四月一日から適用する。

第九章 四Hクラブ活動指定市町村設置要領

- 一、四Hクラブ活動について他の模範とするため各地區に四Hクラブ活動指定市町村（以下指定市町村と稱する）を昭和二十四年度に於て設置するその數は一地區について一市町村とする。
- 二、指定市町村は地區農業改良委員會長の推薦に基いて縣農業改良委員會の審議を経て決定する。
- 三、指定市町村は左の事項について最も典型的な形と内容を備える如く努力する。
 - (一) 組織要領五の各號のクラブ員の加入狀況
 - (二) 組織要領六の各號の事業内容
 - (三) 組織要領七の各部の運営
- 四、縣は七日に指定市町村の主任及びその地區担任の農業及び生活改良普及員の參集を求め本年度事業計畫及び活動狀況の發表會を開く。
- 五、縣は指定市町村に對し特に左のことを勸奨する。
 - (一) 農業通信講座の受講
 - (二) 農業千葉の購讀
 - (三) クラブ員講習會の開催

- (四) 回讀圖書の設置
 - (五) 共同收益地の經營
 - (六) 農業簿記の記帳
- 六、縣は前項の事業について補助金を交付し又は各種の便宜を計る。
- 七、縣は本年度の終りに持にその活動の活潑な四Hクラブを調査しこれを廣く縣下に紹介する。

第十章 四Hクラブ組織要領

- 一、農業改良助長法の施行に伴つて各地區に農業改良普及員及び生活改良普及員が設置されたが、これらの普及員の指導のもとに農村の男女青年及び少年少女が農村生活の幸福を認識し農民としての修養をつみ、また農業經營に關する知識及び農業に關する技術を修得練磨することを目的として四Hクラブを組織する。
- 二、このクラブは四Hクラブと稱する。この要領で設置したものでなければ四Hクラブと稱してはならない。
- 三、四Hクラブは市町村の區域ごとに設置する。
- 四、四Hクラブの事務所は町村役場及び市役所に置くことを原則とする。
- 五、このクラブは將來健全な農民とならうとする左の者をクラブ員とする。
 - (一) 十六歳より二十五歳までの獨身の青年男女 但し特に希望する場合は年令の制限及び獨身の制限に拘わらずクラブ員となることが出来る。
 - (二) 高等學校在學中の生徒で自己の在學する學校長の承認を受けてクラブ員たることを希望する者。
 - (三) 新制中學在學中の少年少女で自己の在學する學校長の承認を受けてクラブ員たることを希望する者。
- 六、このクラブはその目的を達するため左の事業を行う。
 - (一) 農民としての修養に必要な事業
 - (二) 農村文化の向上に必要な事業
 - (二) 生産増強に必短なる事業
 - (四) 農業經營の改善に必要な事業
 - (三) 生活改良に必要な事業
 - (六) その他農村生活の幸福増進に必要な事業
- 七、このクラブに事業執行のため左の部を設ける。

文化部

生産増強部

経営改善部

生活改良部

少年少女部

部に部長一名、副部長二名以内を置くこととし規約にその員数を規定する。部長及び副部長は主任が委嘱する。部に男子部、女子部の別を設けることは差支えない、前項の措置をした場合は副部長のうち、一名は男子部長とし、他の一名は女子部長とする。

八、このクラブに左の役員及び職員を置く。

主任、副主任、理事、監事、幹事、理事及び監事は總會に於て選任する。但し理事はクラブ員の中より選任しなければならない。主任及び副主任は理事が互選するがその数は主任一名副主任二名とし、幹事は主任が任命又は委嘱するがその数は五名以内とし各々規約に規定しなければならない。

九、農業改良普及員及び生活改良普及員はその市町村の市役所及び町村役場並に關係團體に豫め連絡して發起人を組織し創立總會の準備を進めなければならない。

一〇、發起人会は昭和二十四年四月末日までに自分が受持つてゐる地區内の市町村に於ける五のクラブ員の名簿を様式 A によつて作成しクラブ創立の手續をとらなければならない。

一一、前項の名簿は創立總會開催の前に本人に示してクラブ設立同意の捺印をなさしめる。その数は五の各號のクラブ員についてそれ〴〵二割とする。殘餘については創立總會の日加入の捺印をせしめる。

一二、五の(一)及び(三)のクラブ員のクラブ加入並にクラブ員の活動については當該學校と充分な連絡をとらなければならない。

一三、創立總會が終了したならば様式 B によりクラブ設立届を十日以内に提出しなければならない。

一四、創立總會は五月十五日までに開催しなければならない。創立總會に於ては左の事項を決定する。

規約の制定。理事及び監事の選任。委嘱すべき相談役。昭和二十四年度の事業計画及び收支豫算。昭和二十四年度のクラブ費分賦収入方法。

一五、左の事項についてはその都度知事に報告しなければならない。

一 規約を変更した場合 二 主任、副主任、理事、監事、相談役の移動のあつた場合

三 事業計画、收支豫算、分賦収入方法を變更した場合 四 その他縣より照會のあつた場合

一六、このクラブの圓滑なる運営を期するためこのクラブに理事會を置く、理事會は毎月一回開くものとしその開催日は規約で定めなければならない。

一七、縣に提出する文書は凡て地區の農業改良普驗事務所を経由しなければならない。

一八、このクラブは地區に四日クラブ地區連合會を組織する。

一九、このクラブは縣に四日クラブ縣連合會を組織する。

二〇、地區連合會はその地區内の市及び町村の四日クラブの主任を以て組織し縣連合會は縣内の市及び町村の四日クラブの主任を以て組織する。

様式 A

クラブ員名簿

一、要領五の(一)によるもの

氏名	性別	年令	住	所	加入年月日	脱退年月日

備考 一、要領十一の設立同意の捺印は設立同意又は加入年月日欄にする。年月日は捺印した時を記す。
二、要領五の(一)によるもの

氏名	性別	年令	住	所	加入年月日	脱退年月日	學校名

文化部 生産増強部 經營改善部 生活改良部 少年少女部
 部長一名、副部長二名以内を置く、こととし規約にその員数を規定する。部長及び副部長は主任が委嘱する。
 前項の措置をした場合は副部長のうち、一名は男子部長とし、他の一名は

昭和二十六年二月十三日

岡東民身新吉岡 殿

千代子 農業改良課長



資料送付について

御依のありし、関係資料別冊のとおり御送付いたす。

女子部
八、
主
い
し
九、
總
一〇
一
一
一
一

系

文

化 部

生 産 増 強 部

經 營 改 善 部

生 活 改 良 部

少 年 少 女 部

三〇

部に部長一名、副部长二名以内を置くこととし規約にその員数を規定する。部長及び副部长は主任が委嘱する。部に男子部、女子部の別を設けることは差支えない、前項の措置をした場合は副部长のうち、一名は男子部長とし、他の一名は女子部長とする。

八、このクラブに左の役員及び職員を置く。

主任、副主任、理事、監事、幹事、理事及び監事は總會に於て選任する。但し理事はクラブ員の中より選任しなければならない

い、理事及び監事の員数は一〇名以内及び二名以内とし規約にその員数を規定しなければならない。

主任及び副主任は理事が互選するがその数は主任一名副主任二名とし、幹事は主任が任命又は委嘱するがその数は五名以内とし各々規約に規定しなければならない。

九、農業改良普及員及び生活改良普及員はその市町村の市役所及び町村役場並に關係團體に豫め連絡して發起人會を組織し創立總會の準備を進めなければならない。

一〇、發起人會は昭和二十四年四月末日までに自分が受持つてゐる地區内の市町村に於ける五のクラブ員の名簿を様式 A によつて作成しクラブ創立の手續をとらなければならない。

一一、前項の名簿は創立總會開催の前に本人に示してクラブ設立同意の捺印をなさしめる。その数は五の各號のクラブ員についてそれ〴〵二割とする。殘餘については創立總會の日に加入の捺印をせしめる。

一二、五の(二)及び(三)のクラブ員のクラブ加入並にクラブ員の活動については當該學校と充分な連絡をとらなければならない。

一三、創立總會が終了したならば様式 B によりクラブ設立届を十日以内に提出しなければならない。

この届は發起人代表三名の連記で行う。

一四、創立總會は五月十五日までに開催しなければならない。創立總會に於ては左の事項を決定する。

規約の制定。理事及び監事の選任。委嘱すべき相談役。

昭和二十四年度の事業計画及び收支豫算。

昭和二十四年度のクラブ費分賦収入方法。

一五、左の事項についてはその都度知事に報告しなければならない。

一 規約を変更した場合 二 主任、副主任、理事、監事、相談役の移動のあつた場合

三 事業計画、收支豫算、分賦収入方法を變更した場合 四 その他縣より照會のあつた場合

一六、このクラブの圓滑なる運営を期するためこのクラブに理事會を置く、理事會は毎月一回開くものとしその開催日は規約で定めなければならない。

一七、縣に提出する文書は凡て地區の農業改良普驗事務所を経由しなければならない。

一八、このクラブは地區に四 H クラブ地區連合會を組織する。

一九、このクラブは縣に四 H クラブ縣連合會を組織する。

二〇、地區連合會はその地區内の市及び町村の四 H クラブの主任を以て組織し縣連合會は縣内の市及び町村の四 H クラブの主任を以て組織する。

様式 A

ク ラ ブ 員 名 簿

一、要領五の(一)によるもの

氏 名	性 別	年 令	住 所	加入年月日	設立同意又は加入年月日	脱 退 年 月 日

備考 一、要領十一の設立同意の捺印は設立同意又は加入年月日欄にする。年月日は捺印した時を記す。

二、要領五の(二)によるもの

氏 名	性 別	年 令	住 所	設立同意又は加入年月日	脱 退 年 月 日	學 校 名

文化部 生産増強部 經營改善部 生活改良部 少年少女部
 部に部長 名 副部長 名を置く

三四

部長及び副部長は主任が委嘱する。

第十條 このクラブはクラブ員より徴収するクラブ費、補助金、寄附金、手数料及び共同収益地による収入等を以て經費にあつてゐる。

第十一條 このクラブに左の役員及び職員を置く。

主任 名、 副主任 名、 理事 名、 監事 名、 幹事 名、
 理事は總會に於てクラブ員の中より選任する。

監事は總會に於て選任する。主任及び副主任は理事が互選する。

第十二條 主任はクラブを代表してクラブの業務を總理する。副主任は主任を補佐し主任に事故あるときはその職務を代理する。幹事は主任が任命又は委嘱し主任の命を受け業務に従事する。

第十三條 理事の任期は二年とし監事の任期は一年とする。但し再選を妨げない。

理事及び監事はその任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。

補欠選任した理事及び監事の任期は前任者の残任期間とする。

第十四條 理事及び監事は總會の決議により解任することができる。

第十五條 主任は規約、クラブ員名簿、總會決議録、財産目録、會計帳簿その他必要な帳簿を事務所に備えなければならない。

第十六條 理事、監事、幹事、部長、副部長には報酬又は手当を支給しない。但し職務を行うために必要な費用の辨償を受けることが出来る。

第十七條 このクラブに總會又は理事會の承認を経て相談役を置く。

第十八條 總會は通常總會及び臨時總會とする。

通常總會は毎年四月に開く

臨時總會は左の場合に開く

一、主任が必要と認めたととき。 二、クラブ員の三分の一以上から會議の目的となる事項を示して總會の招集を請求したとき

三、監事がクラブの財産の状況又は業務の執行について不正の點のあることを発見してこれを報告するため總會の招集を必要と認めたととき。

第十九條 總會はクラブ員の總議決權数の過半数を以て成立し議事は出席者の議決權数の過半数を以て決する但し第五條第三號の者は十人に一人の割合で代表を選出し代表が總會に出席する場合議決權は一個とする。

可否同數なる時は議長の決するところによる。

第二十條 總會の議長は主任とする。主任に事故あるときは副主任が議長となる。但し主任及び副主任共に事故あるときは出席者の互選による。監事の招集した總會の議長は監事とする。

第二十一條 この規約に定めるものの外左の事項は總會の議決を経なければならない。

- 一、規約の制定及び變更
- 二、事業計畫及び收支豫算
- 三、クラブ費の分賦收入方法
- 四、基本財産の達成及び處分
- 五、借入金。

主任は事業成績收支決算及び財産目録を通常總會に提出してその承認を求めなければならない。

第二十二條 總會の招集は少くとも五日前に日時場所及び會議の目的たる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

第二十三條 總會に於ては決議録を作り開會の日時、場所、議決した事項、クラブ員數、議決權の總數、出席者の員數、議決權數其の他會議の顛末を記載することを要する。

決議録には議長及び出席者二名以上が記名捺印しなければならない。

第二十四條 このクラブに理事會を置く。

定例理事會は毎月一回 日に開く。

臨時理事會は隨時必要あるときに開く。

第二十五條 理事會に附議すべき事項は左の通りとする。

- 一、總會に提出すべき事項。
- 二、クラブの毎月の運営方法。

附則 創立總會で選任した理事の任期は昭和二十六年三月三十一日までとし監事の任期は昭和二十五年三月三十一日までとする。

第十一章 生活改良普及事業要綱

衣生活改良普及事業

- 一、纖維原料の生産及び加工指導
棉花、ラミーその他の栽培奨励、桑皮の集荷、縹羊、兔毛及び鳥類羽毛の生産確保並に加工指導
- 二、纖維品の良否その他の鑑別指導
農家購入の纖維品良否その他の鑑別指導
- 三、作業衣（労働用具を含む）の改良指導
能率的衛生的作業衣、手甲、ゲートルその他の改良指導
- 四、平常衣の改良指導
健康的な体裁よき平常衣の改良指導
- 五、乳児児童被服の改良指導
乳児用は保温と衛生目的にそい児童用は發育と活動に適する被服への改良指導
- 六、下着類の改良指導
シャツ、もみ引、肌着類、その他の衛生的保温的な改良指導
- 七、外被類の改良指導
オーバ、ハンテ、その他の防寒着及び雨衣の改良指導
- 八、洋服、毛織物の普及改良指導
活動的、衛生的、保温効果の高い洋服、毛織物の普及と日本の体裁をも加味するよう改良指導
- 九、被服の更生纖維廢品の更生指導
被服（平常衣式服等利用少なき被服）の更生と纖維廢品の更生利用の指導
- 一〇、哺育用着類の改良指導
おもつ、カベリ、よだれかけ、その他の改良指導

一、附屬衣類の改良指導

帽子類、帯類、シヨール、首巻等の体裁衛生防寒目的にそう改良指導

二、寝具類の改良指導

夜具、布団及び枕等保温と衛生經濟目的にそう改良指導

三、履物類の改良指導

足袋、靴下カバー、草履、下駄、靴等の衛生經濟的にそう改良指導

四、被服の管理改良指導

被服の洗濯、保存等の改良指導

五、能率的仕立方（裁縫編方）の改良指導

ミンシンの協同作業場の普及及び裁縫講方の能率的方法の改良指導

六、被服着用法の改良指導

保温に適する活動的な衛生的な被服着用法の改良指導

七、農村婦人の持物、装身具類の基本的指導

不用な持物、装身具を廢し農村婦人として必須の品を所持せしむる基本的指導

一八、式服（晴衣）の改良指導

式服晴衣の改良指導

食生活改善普及事業

一、自給栄養計画生産の普及指導

酪農、淡水魚、脂肪性作物、有色野菜を中心とする自給栄養の計画生産指導

二、食糧加工貯蔵指導

農畜産物の加工貯蔵の指導

三、栄養智識の普及指導

主食偏重を改め量的攝取より質的攝取への栄養智識の普及指導

- 四、調理慣習の改良指導
 - 不合理な調理慣習の改良指導
- 五、飲食物の衛生改良指導
 - 品質と非衛生的な飲食物の鑑別及び飲食衛生の改良指導
- 六、食器器具の改良普及指導
 - 衛生的にして体裁のよい能率的な食器器具の改良普及指導
- 七、協同食生活事業の普及指導
 - 協同炊事給食及び托児所給食等の普及指導
- 八、栄養資材の補給指導
 - 有効なる栄養資材の紹介及び斡旋指導
- 九、母子病弱者栄養指導
 - 妊産婦、乳幼児及び病弱者等の合理的栄養指導
- 一〇、労働栄養指導
 - 農繁期労働を中心とする栄養供給の指導
- 一一、配給食糧の食べ方指導
 - 輸入配給食糧及び粉食の食べ方指導
- 一二、献立食事の仕方指導
 - 合理的な献立、咀嚼、嗜好、矯正等の食べ方指導
- 一三、児童辨當栄養指導
 - 農村兒童に適する辨當の栄養指導
- 一四、郷土食の改良指導
 - 郷土食の栄養的改良指導
- 一五、燃料の改良

農家燃料の合理的な使用法の改良指導
住生活改善普及事業

- 一、新築住宅（構造）の改良指導
 - 衛生、能率、経済目的にそつ農村住宅の改良指導
 - 二、既存住宅（部屋）改良指導
 - 能率的、衛生的な部屋の配置及び押入、棚等の改良指導
 - 三、臺所の改良指導
 - 能率的衛生的な臺所の改良指導
 - 四、暖ろ、かまど、流し、便所、井戸及風呂等の改良指導
 - 衛生的、能率的な暖ろ、かまど、流し、便所、井戸、風呂等の改良指導
 - 五、作業場、堆肥舎、収納舎、畜舎、車庫等の配置構造の改良指導
 - 衛生的、能率的な作業場、堆肥舎、収納舎、畜舎、車庫等の配置構造の改良指導
 - 六、環境改良指導
 - 汚水留、下肥留、蔭樹その他環境上非衛生についての改良指導
 - 七、地方大工の技術改良指導
 - 農村住宅の改良技術の指導
 - 八、農村電化と能率器具の普及指導
 - 電氣器具、電氣照明その他能率的器具等の紹介及び指導
 - 九、家具の改良指導
 - 能率的、衛生的家具の紹介及び改良普及指導
- 生活一般及保健衛生
- 一、生活設計の基本紹介家計簿記の普及指導

四〇

- 健康的、能率的な一週間の生活設計を定めてこれを紹介普及指導及び家計簿記の普及指導
- 二、母体労働の改良指導
 - 過重労働を軽減目的とする改良普及指導
- 三、妊産婦衛生の普及指導
 - 妊産婦衛生思想の普及指導
- 四、育児法及び家庭看護の普及指導
 - 正しい育児法及び家庭看護の知識を普及指導
- 五、傳染病豫防の普及指導
 - 結核、花柳病、寄生虫その他豫防普及指導
- 六、迷信打破の改良指導
 - 地方的迷信（曆、丙午、占、方位、その他）を打破し合理的生活への改良指導
- 七、衛生上の悪習慣の改良指導
 - 酒杯の交換、葬儀、饗應、萬年床等の悪習慣を改良指導
- 八、散髪、結髪、美容の指導
 - 衛生と体裁にそつ散髪、結髪、美容等の指導
- 九、農業労働と衛生指導
 - 過重労働に對する衛生指導
- 十、休養の指導
 - 入浴、按摩、湯治、さなぶり
- 十一、時間と能率指導
 - 集會時間、面會時間の勵行による能率生活の普及指導
- 十二、娛樂、教養、運動指導
 - 健全な娛樂、豊かな教養、農民体操等の指導

◎生活改良基本方針

現下の諸情勢に鑑み縣民生活改善の問題はいよゝゝ重要性を加えているが今般農業改良助長法の制定に伴つて能率的な農法の發達と農業生産の増大をはかる一面農民生活の改善を徹底的に實施することになつたか本縣の如き農村縣としては農業生産と表裏一体の關係を保持し縣民生活部門の相互の緊密な關連の下に本運動の展開に當つては左記の通り生活改善基本方針を統一し全縣あけて各關係機關の協力の下に生活改善の自主的運動を推進する。

目 標

縣民の封建的非科學的な生活慣習を打破し生活の科學的合理化により健康を保持し能率を高め經濟を安定せしめて生活文化を向上し明るい幸福な民主的郷土の建設につとめること。

衣生活改良について

- 一、棉花、ラミーの栽培による纖維原料の生産をはかるほか桑の纖維を學童により集荷せしむると共に機織協同作業により作業衣學童服等の自給確保をはかること。
- 二、綿羊、兎を普及しホームスパン、兎毛皮及び鶏、あひる等の羽毛の自家利用のほか毛織物の利用を多くすること。
- 三、作業衣、平常衣を重點として改良し平常着用しない衣類の整理を行うこと。
- 四、女子の作業衣及び乳兒兒童の和服の改良又は發育に適する衣服の改良をはかると共に寢具の改良をはかること。
- 五、衣類の着方を保溫と活動に適する着用法に改良すること。
- 六、協同利用のミシンを設備し能率的な裁縫を普及すること。

食生活改良について

- 一、營養を主とする自給生産をするため大豆、菜種、落花生、胡麻等の油脂作物の増産と酪農強化のため山羊飼育、養鶏、養兎、養家鴨等及び淡水魚の養殖、未利用動物源の捕獲等により動物蛋白質、脂肪補給のため、自家消費にあてな有色野菜の増産食用をはかること。
- 二、農産加工畜産物の簡易加工、食品貯蔵につとめると共に協同加工、協同屠殺等の方法により年間を通じて營養的食事の自治をはかること。

三、主食偏重の觀念を是正すると共に麥、雜穀、混食及び粉食の習慣をはかり單調なる量的攝取を改めて質的攝取をなすよう栄養知識を普及すること。

四、調理法の科學的知識を得て地域的食料を主とする料理及び味噌汁（豆類食を含む）等の改良につとめること、農繁期の協同炊事及び協同托兒所の開設をなし、これ等の施設を通じて食生活改良をはかること。

住生活改良について

一、生活能率と衛生目的に添うことを主眼とし格式主義を排し機能主義とし社交を第二義的に考えて住宅、新築、改造等に際しては住宅基準（建設院）を取入れることとし、まづ臺所に重點を置いて改良につとめること。

二、居室、寢室（納戸）の採光、換氣に留意し戸棚押入等の増加により室内の整理、整頓をはかること。

三、臺所（食堂を含む）は土足と座居で食事のできるようテーブル式を採用し社交場を兼ねし暖ろは土間に接し腰かけて暖をとる如くにし、煙出し天蓋を設けて煤煙を處理する外、カマドに煙突、ロッドルを用い採光、換氣、排水、戸棚の配置流しの改良等その他機能的衛生的改良をはかること。

四、井戸はポンプを用いることとし井戸内への汚水の流入防止をはかり便所の位置に注意し扉蓋を使用すること。

五、作業場、堆肥舎、收納舎、畜舎、車庫等は下屋の活用によるか、獨立一棟として使用能率の合理化につとめること。

なほ下肥留は堆肥舎中又はこれに近接して設置し、臺所、井戸等と相當の距離をおくこと。

六、屋敷の蔭樹は防風目的を達する程度に伐採し防風と採光に留意すること。

七、住宅改善貯金頼母子講、住宅改善組合の組織によつて順次改善をはかること。

生活一般及び保健衛生

一、日常生活設計の規程を定めて婦人と母体労働の過重軽減をはかるほか、農村休養日の設定等により婦人の保健改良をなすこと

二、妊産婦、衛生、育兒法、家庭看護の知識を普及すること。

三、結核。寄生虫、性病等の豫防につとめ村民定期健康診断等を勵行すること。

四、萬年床、葬儀、饗應、酒杯の交換等衛生上の悪習慣を廢止するようにすること。

五、地方的迷信を科學的正確な判斷により生活の合理化をはかること。

六、集會時間、面會時間の勵行により能率生活の慣習をはかること。

一、生活改良指定村

市原郡 牛久町 (第一區)	匝瑳郡 椿海村 (第二區)
君津郡 天神山村 湊町 (第一區) 中村 (第三區)	海上郡 三川村 (第二區)
安房郡 館山市 (第一區) 北三原村 (第四區) 岩井町 (第五區) 主基村 (第六區)	香取郡 小御門村 (第一區) 津宮村 (第二區) 森山村 (第五區)
夷隅郡 國吉村 (第五區)	東葛飾郡 船橋市 (第一區)
長生郡 本納町	千葉郡 (未提出)
山武郡 横芝町 (第五區) 日向村 (第三區) 上堺村 (第四區)	印旛郡 (未提出)

一、生活改善指定村事業計畫

一、事業の目標

農村生活のより高い文化性の育成向上をはかり農業生産の増大に寄與し農村家庭生活を民主化して公共の福祉を増進することを目標とし縣下に生活改善指定村を設定して生活改良普及事業を實施しその成果を規範として他町村をこれに追隨せしめ生活改善の實効を期するにある。

二、事業の主体及び組織

- イ、事業の主体 農林部、農地部、衛生部
- ロ、事業の協力者 各保健所、指導農協連、各婦人団体
- ハ、事業の末端組織 地區農業改良普及事務所、各町村農協、四日クラブ、各市町村婦人団体
- ニ、事業の指導者 生活改良普及員、農業改良普及員、保健所、醫師、栄養士、保健婦、農協指導員。
- 三、事業の普及期間

昭和二十四年六月より昭和二十五年三月までとし、本事業を昭和二十五年度まで延長して同年本事業と同一歩調にて繼續する

四、生活改善普及事業の具体策

- イ、生活改善組合（假稱）の結成（別途案による）
 - ロ、指定市町村生活改善普及補助員の養成。指定村内各部落三名以上の補助員を養成する。
 - ハ、生活改善施設の普及 農村学校給食の協同炊事加工場の設置 保育所の設置モデル寮所の設置、モデル住宅の設定協同ミシン利用場の設置
 - ニ、モデル生活改善部落の設定 指定村内にモデル生活改善部落を設定して重點的に普及指導する
 - ホ、集會の開催 全村集會、モデル部落及び四日クラブの集會をする。
 - ヘ、戸別家庭訪問指導 講演、座談會、幻燈、映画會、紙芝居、展示會、生活改良コンクールの開催等 衣食住その他の戸別家庭訪問指導を希望家庭について実施する。
 - ト、生活基礎調査 農村の科學化の程度を各角度から生活基礎調査を実施する。
 - チ、生活改善の日の設定 毎週一日生活改善の必行事項を各家庭で実施する日を定めて日常生活に移行せしめる。
- （必行事項は別に定める）
- リ、自給栄養計画生産の普及 農業改良普及員と生活改良普及員と協同して各戸の自給生産状況とにらみ自給栄養の計画生産の普及指導を行う。

四四

五、事業の月別計画案

- 六月 至 十二月 生活改善組合を結成する、生活基礎調査を実施する、モデル生活改良部落を設定する。
- 七月 指定村に全村集會を開催する、生活改善補助員の養成。
- 八月 七月に同じ
- 九月 指定村モデル生活改善部落の指導、生活改善補助員の養成
- 十月 指定村の集會を開催する。十一月 指定村の生活改良施設の普及指導する。
- 十二月 指定村の集會を開催する。戸別指導する。
- 一月 指定村の集會を開催する。戸別指導する。二月 一月に同じ 三月 二月に同じ

六、生活改良普及の内容

- イ、衣生活の改良普及の内容
 - ア 繊維原料の生産確保加工指導
 - イ 作業衣、平常着、乳兒、兒童衣の改良指導及び衛生能率、作業能率の普及指導
- ロ、食生活改良指導
 - ア 栄養食品の自給栄養計画生産の指導
 - イ 農産加工、畜産物の簡易加工、食品貯藏の方法及協同加工の指導
 - ウ 栄養知識の普及と調理技術の普及指導
 - エ 農繁期、協同炊事、保育所の開設指導。
- ハ、住生活の改良普及
 - ア 寮所の改良普及指導
 - イ 住居生活の衛生及び能率の普及指導
 - ウ 農作業施設の衛生能率の普及指導。
- ニ、生活一般及び保健衛生の改良普及
 - ア 生活設計、家計簿記の普及指導
 - イ 妊産婦衛生、育児法、家庭看護の知識を普及指導
 - ウ 傳染性疾患の豫防の普及指導
 - エ 迷信、萬年床、その他の衛生能率上の改良普及指導

農業技術協會千葉縣支部規約

- 第一條 支部は農業技術協會千葉縣支部と稱する。
- 第二條 支部の事務所を千葉市都町農事試験場内に置く。
- 第三條 支部は縣内の農業技術者を以て組織する。
- 第四條 支部は會員の親睦並びに農業技術の総合的な向上發達を計るを目的とする。
- 第五條 支部は左の事業を行う。
 - 一、研究會、講習會、講演會の開催。
 - 二、天然記念物の保存
 - 三、農業技術功績者に對する農業技術功勞章並に感謝狀の贈呈。
 - 四、書籍の發行及び農業技術協會その他の出版書籍の配付
 - 五、農業技術協會の指示する事業のうち本縣の實情に則したるもの。
 - 六、その他本支部の目的達成のため必要な事業。

第六條 支部に左の役員を置く。

支部長 一名

副支部長 一名

理事 十名

監事 三名

四六

支部長、副支部長は理事のなから選任する。理事及び監事は總代会に於て會員のなから選任する。

第七條 役員は任期は二年とする。但し再任を妨げない。

第八條 役員に缺員を生じた時はこれを補充する事が出来る。但しその任期は前任者の残任期間とする。

第九條 役員は任期満了後といえども後任者の就任するまでその職務を行う。

第十條 支部長は支部を代表し事務を總理する。副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはこれを代理する。

第十一條 支部に理事會を置く。理事會の議長には支部長を充てる。支部長に事故あるときは副支部長を充てる。支部長及び副支部長共に事故あるときは理事の互選による。

第十二條 監事は支部の會計を監査し總代会に報告するものとする。

第十三條 支部に幹事三名を置き支部長が任免する。幹事は支部長の命を受け事務に従事する。

第十四條 左の事項は理事會の承認を受けることを要する。

一、總代会提出事項。

二、支部事業運営に關する重要事項

第十五條 支部に總代会を置く。總代の員數は左の通りとする。

各郡二名、縣單位の各關係機關二名

第十六條 支部は毎年一回四月に總代会を開く。但し支部長に於て必要と認められた時は臨時總代会を開催することが出来る。

第十七條 左の事項は總代会の議決を経るものとする。

一、規約の制定及び變更。 二、事業計画並に經費收支豫算。 三、事業成績並に經費收支豫算。

第十八條 支部に顧問を置くことが出来る。

顧問は、支部の目的に賛同する、農業關係各機關の代表者を支部長が委嘱する、顧問は支部長の諮問に應じ、支部運営上必要なる各般の援助をなすものとする。

第十九條 支部の會員は毎年所定の會費を五月末日までに納入するものとする。

第二十條 支部の經費は會費、補助金、寄附金、事業益金及びその他の収入を以てあてる。

第二十一條 支部の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。

附 則 この變更規約は昭和二十四年六月一日より施行する

◎ 農業技術功勞章設置規程

第一 支部は農業技術の改良普及發達を計るため農業技術功勞章を設置する。

第二 農業技術功勞章は左の者に授與する。

一、作物の栽培並に貯藏または生産物の加工等について新技章を創設または改良をなしたるもの。

二、作物の栽培並に貯藏または生産物の加工等について國縣その他の研究機關に於て創始または改良した技術を率先實行し地方に普及せしめた者。

三、作物病害蟲の新しい發見をなしたまたは防除について新しい研究をなした者及び防除法の普及について率先實行し地方に普及せしめた者。

四、畜産、養蠶、畜産加工など廣意の農業について新技術を創設または國縣その他の研究機關に於て創始又は改良した技術を率先實行し地方に普及せしめたもの。

五、農業經營、農機具の發明改良並びに農業氣象の新しい研究をなしたるもの又は國、縣その他の研究機關に於て創始又は改良した技術を率先實行し地方に普及せしめた者。

第三 農業技術功勞章の授與候補者は支部の各郡總代又は各種の農業團體等により一名推薦されるものとする。

推薦者は別記様式による推薦書により推薦しなければならぬ。但し自薦により審査を請求することを妨げない。

第四 支部に農業技術功勞章審査委員會を設け審査委員若干名を置く。

審査員には縣關係機關その他の専門家を支部長が選舉し總代会に於て決定し委嘱するものとする。

第五 支部長は推薦書を取纏めた時は審査委員會を開き技術功勞章授與者若干名を決定する。

第六 農業技術功勞章は毎年これを授與する。

技術功勞章を授與されたものに對しては副賞として金參千圓以内の金品を呈する。なを特に成績優秀で研究を続けるならば將來の發展性を認められるものに對しては特に一名を限り研究奨勵費として別に參千圓を呈する。

第七 農業技術功勞章の授與候補者及び受章者は支部の要求があれば公開の席上に於て授與の對照となつた技術研究について發表しなければならぬ。

農業技術功勞章授與候補者推薦書

- 一、住所
- 二、氏名、年齢
- 三、略歴
- 四、授章に該當する事業内容。

推薦者氏名

◎千葉縣連合農事研究會規約

- 第一條 本會は千葉縣連合農事研究會と稱する。
- 第二條 本會は縣下の農事研究團體を會員とする。
- 第三條 會員たらんとする者は別記様式により別に定むる會費及び會員名簿を添へて本會事務所へ加入の申込をなすことを要する。
- 第四條 本會の事務所は千葉市都町千葉縣農事試験場に置く。
- 第五條 本會は會員相互の連絡を計り農業技術及び農村文化の向上を計るを以て目的とする。
- 第六條 本會は前條の目的を達成するため左の事業を行う
 - 一、研究發表會の開催。
 - 二、講習會、講演會の開催。
 - 三、講習會、講演會講師の斡旋。
 - 四、圖書の斡旋。
 - 五、採種圃の經營及び優良種苗の交換斡旋。
 - 六、機關紙の發行、七、農業先進地の視察。
 - 八、その他農業技術及農村文化の向上に必要な事項。
- 第七條 本會に左の役員を置く。
 - 一、會長 一名
 - 二、副會長 二名
 - 三、理事 一九名
 - 四、幹事 三名
 - 五、書記 若干名
- 第八條 理事は總會に於て選任する會長及び副會長は理事が互選する幹事及び書記は會長が任命又は囑託する。
- 第九條 理事の任期は二年とする。

- 第十條 會長は會を代表し會務を總理する副會長は會長を補佐し會長に事故あるときはこれを代理する。
- 第十一條 幹事は會長の命令を受け會務を掌る書記は會長の命を受け會務に従事する。
- 第十二條 本會は顧問及び特別會員を置く。
- 第十三條 顧問及び特別會員は總會の議決によつて委嘱する。
- 第十四條 總會は定例總會及び臨時總會とし定例總會は毎年四月中に、臨時總會は必要に應じ會長がこれを招集する。
- 第十五條 總會は定例總會に附議すべき事項は左の通りとする。
 - 一、規約の制定及び變更。
 - 二、理事の選任。
 - 三、經費收支豫算並に分賦收入方法及び事業計画。
 - 四、經費收支決算並に事業報告。
 - 五、その他必要と認めたる事項。
- 第十六條 總會の議決は出席者の過半数を持つて行う。
- 第十七條 顧問及び特別會員は總會に出席して意見を述べることが出来る。但し議決の數に加わることには出来ない。
- 第十八條 本會の經費は會費、補助金、寄附金をもつてこれに充つる。
- 第十九條 本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

昭和二十三年十一月

山梨縣農業技術普及關係例規集

山梨縣農業技術普及課